

**二本松市子ども・子育て支援事業計画
【次世代育成支援地域行動計画】
(素案)**

平成 26 年 12 月

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2
5 計画の推進と点検評価	2
6 計画の対象	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	4
1 二本松市の地域特性	4
2 統計にみる二本松市の状況	5
(1) 人口	5
(2) 出生数、死亡数の推移《自然動態》	11
(3) 転入転出の状況《社会動態》	12
(4) 保育所の状況	13
(5) 認定こども園の状況	14
(6) 幼稚園の状況	16
3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要	18
(1) 調査概要	18
(2) 就学前児童調査結果概要	19
(3) 就学児童調査結果概要	28
4 現状からみた課題	31
(1) 調査結果からみた課題	31
(2) 次世代育成支援地域行動計画（後期計画）の進捗状況	33
第3章 計画の基本理念および施策体系	36
1 計画の基本理念	36
2 基本目標	38
3 施策体系	42
第4章 計画の内容	46
1 教育・保育事業等の提供区域の設定	46
2 教育・保育事業等の見込み量の算出と確保の内容の決定方法	46
3 【基本目標1】学校教育・保育の充実	47
(1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実〔基本施策1〕	47
(2) 学童期を中心とする学校教育・保育の充実〔基本施策2〕	51
(3) 多様な体験機会の拡充〔基本施策3〕	53

(4) 自立を促すスポーツ・文化活動の充実〔基本施策4〕	54
(5) 思春期の心と身体の健康づくりの支援〔基本施策5〕	55
4 【基本目標2】安心して子どもを産み育てられる環境の整備	56
(1) 地域社会による子育て支援の充実〔基本施策6〕	56
(2) 子ども・子育てに関する相談体制の整備〔基本施策7〕	59
(3) 子育てを見据えた快適な生活環境の整備〔基本施策8〕	61
(4) 子育てへの男女共同参画〔基本施策9〕	62
(5) 家庭生活と就労（ワーク・ライフ・バランス）の充実〔基本施策10〕	63
(6) 行政による経済的な子育て支援策の充実〔基本施策11〕	64
5 【基本目標3】母性及び子どもの健康確保と増進	66
(1) 安全な妊娠・出産への支援〔基本施策12〕	66
(2) 子どもと母親への健康支援〔基本施策13〕	68
(3) 小児医療の充実〔基本施策14〕	70
6 【基本目標4】子どもの安全確保と要保護児童等への支援の充実	71
(1) 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成〔基本施策15〕	71
(2) 子どもの安心と安全の確保〔基本施策16〕	72
(3) 子どもを見守る地域の連携〔基本施策17〕	73
(4) 育児不安や負担の軽減及び児童虐待等の予防と保護体制の整備〔基本施策18〕	74
(5) ひとり親家庭への支援〔基本施策19〕	75
(6) 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援〔基本施策20〕	76
7 子ども・子育て支援事業にかかる目標事業量（再掲）	78
(1) 乳幼児期における学校教育・保育	78
(2) 子ども・子育て支援事業（13事業）	79
第5章 推進体制	82
1 計画の推進に向けて	82
2 情報提供・周知の方法	82
3 計画の評価・検証	82

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨と背景

わが国の合計特殊出生率（一人の女性が一生に出産する子どもの数の平均）は、第一次ベビーブーム以降急速に低下し、平成17年までは5年連続で低下して過去最低の1.26人となりましたが、平成18年以降は増加に転じ、平成25年は1.43人となっています。しかし、この数値は長期的に人口を維持できる水準の2.08人を依然として大きく下回っており、少子高齢化の問題は、社会の持続可能性を揺るがしかねない問題としてその深刻さの度合いを増しています。特に人口の減少が著しい地方にとっては、共同体の存続すら危ぶまれる状況が全国各地で見受けられるようになってきています。

このような状況の中、国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が進められてきました。

そして、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園制度の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す、という考え方で、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

これに対して、二本松市では、平成22年3月に「子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 地域みんなで子育てサポート」を基本理念とする「二本松市子育て支援計画（次世代育成支援地域行動計画後期計画）」を策定し、市の各種計画との整合性を図りながら、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進していくため、各種施策を実施しているところです。

さらに、これまでの取り組みを踏まえるとともに、その精神を受け継ぎ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、ここに新たな「二本松市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条（以下「法」という。）に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「二本松市長期総合計画」や「二本松市復興計画」、その他関連する諸計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。途中必要に応じ中間見直しを行い、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、二本松市子ども・子育て会議を設置し、子育て当事者・子育て支援担当者等の意見、平成25年度に実施したニーズ調査の結果、さらには、市民の皆さんからの意見を公募するパブリックコメントをふまえて検討を行いました。

また、府内関係各課、府内幹事会においても協議検討を行い、二本松市を事業主体として策定するものです。

子ども・子育て会議開催回数 9回

5 計画の推進と点検評価

(1) 点検・評価と達成状況の報告

計画期間の5か年の間、本計画第4章に記載した施策の実施状況を点検評価し、二本松市子ども・子育て会議に報告します。会議では、計画された施策がより確実に実施され、必要な場合には変更が行われるよう提言を行います。

(2) 実施計画状況等の公表

計画実施状況の点検・評価及び、それらに関する二本松市子ども・子育て会議での検討結果について、市民に情報を公開いたします。

PLAN (計画の策定)

- 二本松市子ども・子育て会議の審査をふまえた目標の設定、計画策定



DO (計画の推進)

- 市や市民など、様々な主体との連携・協働による事業の実施



CHECK (実施状況等の点検・評価、報告と公開)

- 計画実施事業を毎年点検・評価し、二本松市子ども・子育て会議へ報告と公開



ACTION(事業の継続、計画の見直し)

- 必要に応じた子ども・子育て支援の需要の見込み・確保方策等の見直し

6 計画の対象

本計画は、市内の全ての子どもとその家庭、地域や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人と団体を対象としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を18歳未満とします。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 二本松市の地域特性

二本松市は福島県の県都福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道4号で福島市、郡山市へともに車で約30分程度の距離にあります。

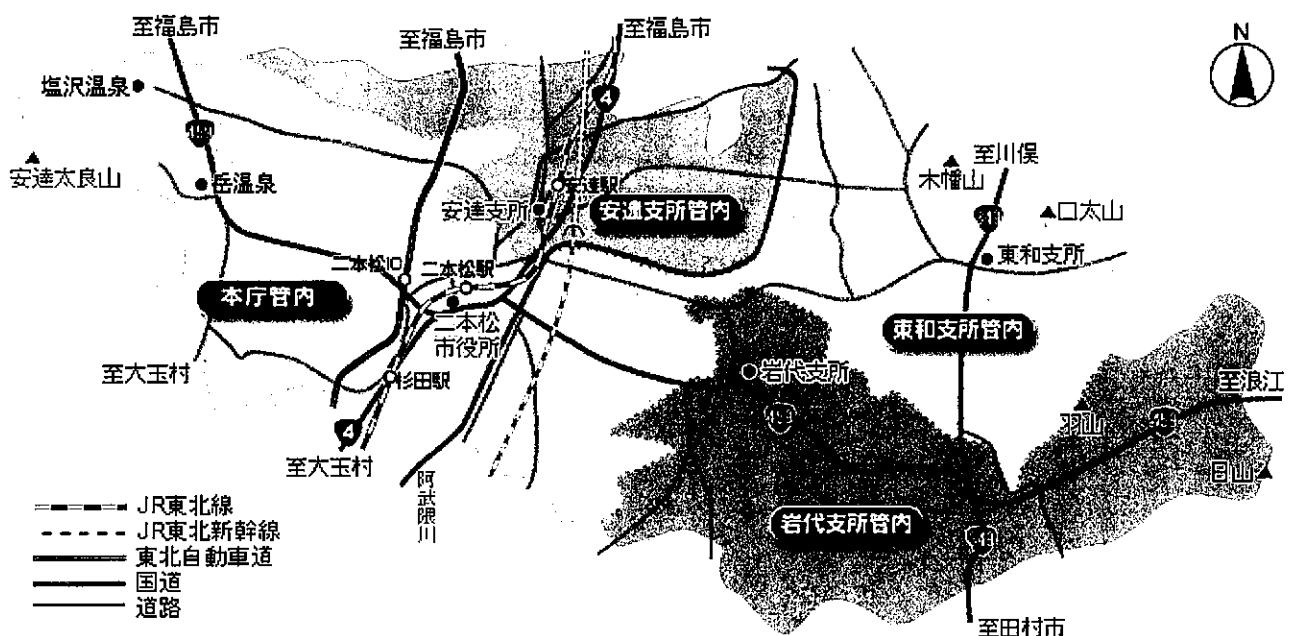
地勢は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類されます。

西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属し、智恵子抄にもうたわれた名峰、安達太良山（1,700メートル）の麓に広がる地域で、岳温泉や塩沢温泉を中心としたリゾート地となっています。

中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で、標高は200～300メートル程度であり、最も人口が集中するエリアとなっています。

東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、日山（1,057メートル）を最高峰として全体に起伏の多い丘陵地となっています。

平成23年3月11日、二本松市は東日本大震災で家屋の倒壊・放射能汚染など深刻な被害を受けましたが、平成24年1月には「二本松市復興計画（第1次プラン）」を策定し、地震発生以前より素晴らしい二本松市を築くために、すべての市民と思いを共有しながら、一丸となって復興を進めていくことでこの危機を乗り越えようとしているところです。



2 統計にみる二本松市の状況

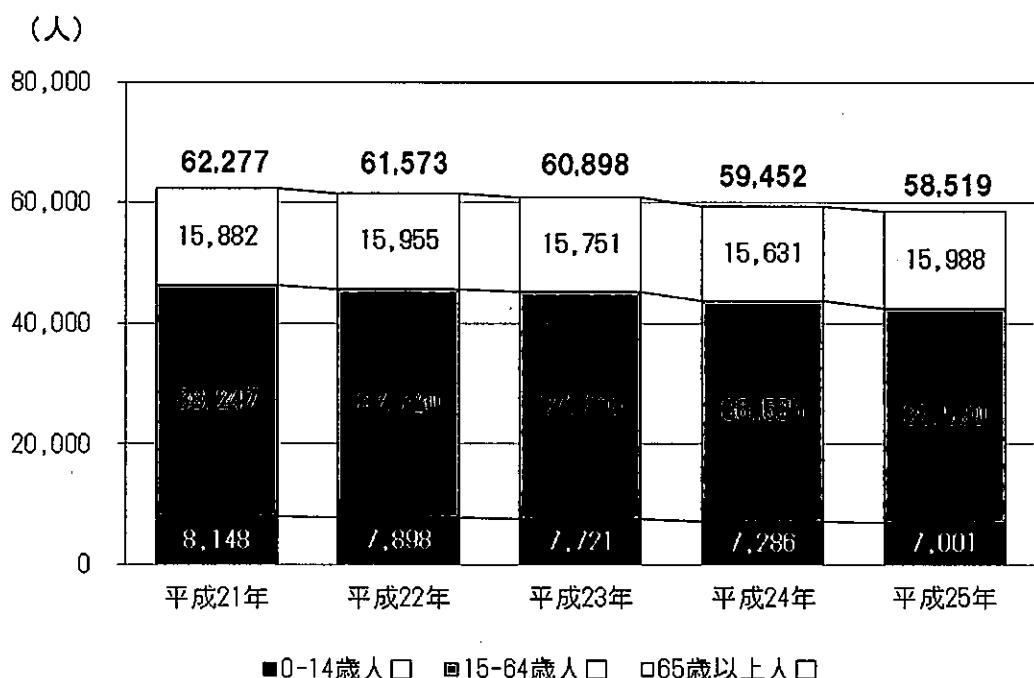
(1) 人口

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移¹

平成21年から平成25年までの二本松市の総人口の推移をみると、一貫して年々減少する傾向にあります。

年齢3区分別では、0～14歳の年少人口、および15～64歳の生産年齢人口はいずれも毎年減少する傾向が続いています。

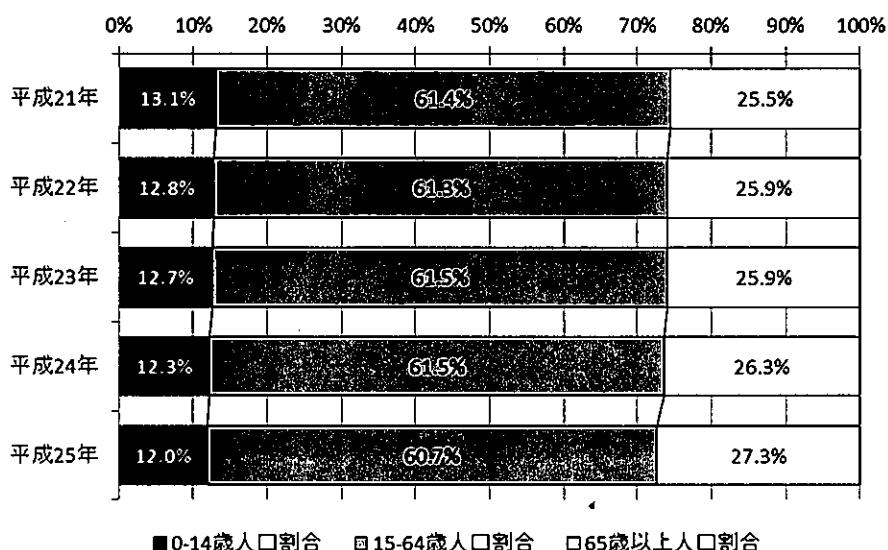
これに対して、65歳以上の高齢者人口は、平成25年には増加に転じています。



¹ 各年とも4月1日時点の住民基本台帳人口のデータ。

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳の年少人口の割合は、平成21年から平成25年にかけて減少する傾向が続き、平成21年では13.0%あった割合が平成25年には12.0%と1.0%減少しています。また、15～64歳の生産年齢人口割合は横ばいから減少する兆候がうかがわれる状態にあり、平成21年で61.4%あった割合が平成25年には60.7%と0.7%減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口の割合は増加する傾向が続き、平成21年では25.6%だった割合が平成25年には27.3%と1.7%増加しています。

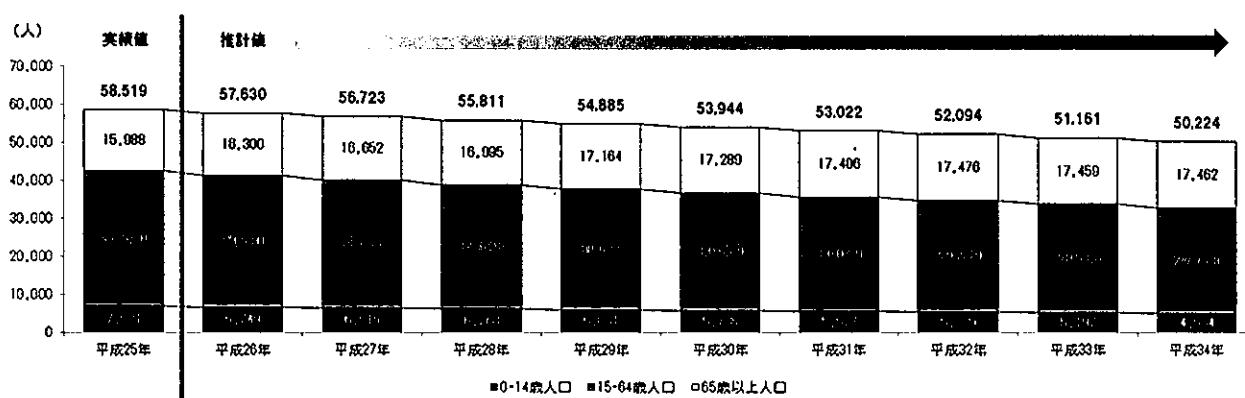


③ 年齢3区分別人口推移の推計値（全市及び地域別）²

平成26年から平成31年までの人口推計をみると、総人口は年々減少する傾向にあり、平成31年には53,022人になると予測されています。

年齢3区分別では、0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口は減少する傾向が続くと予測されているのに対して、65歳以上の高齢者人口は平成31年頃までは増加傾向が予測されており、さらに少子高齢化が進行するものと予測されます。

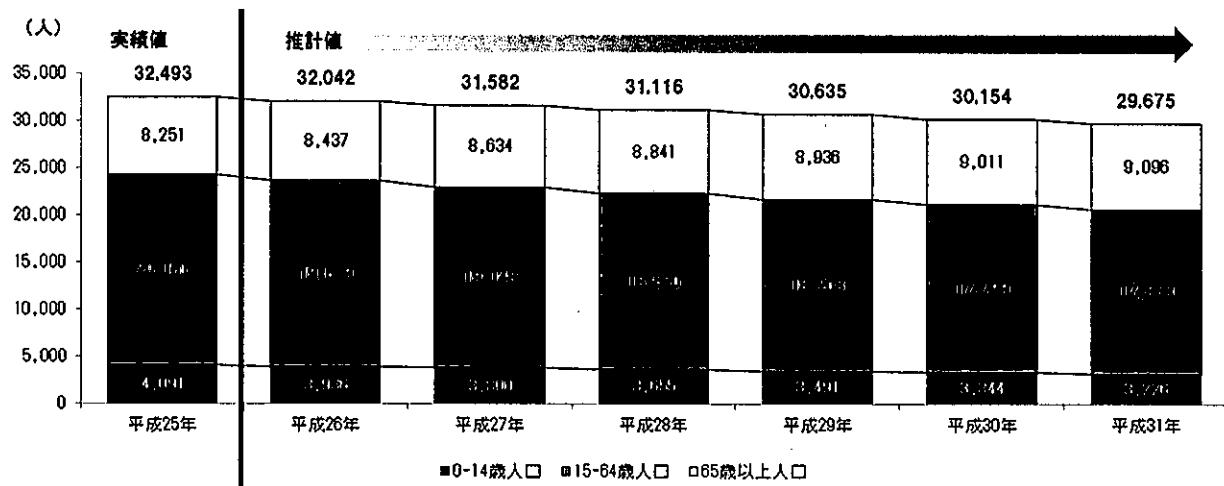
二本松市の人口推移予測



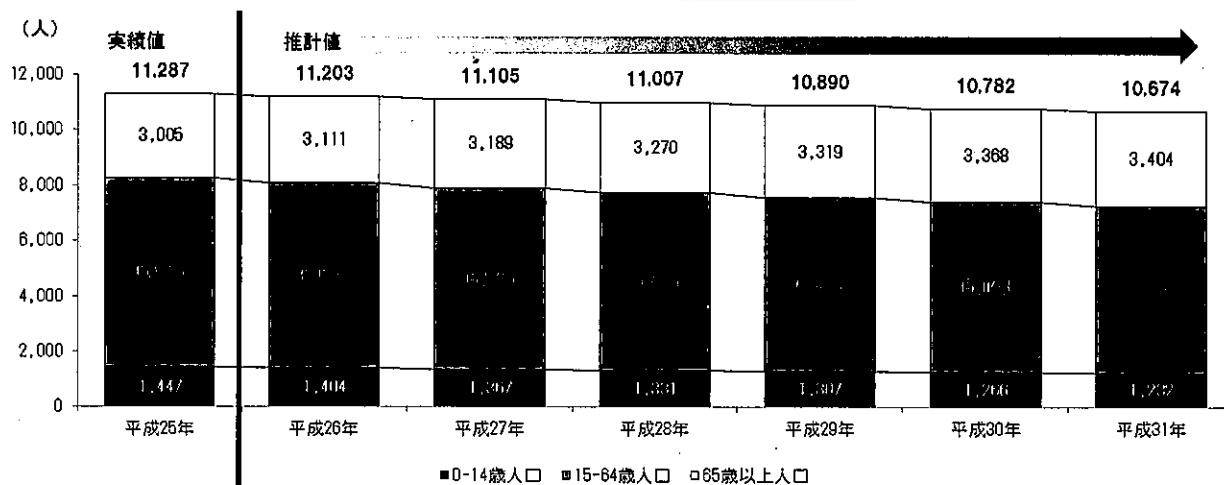
² コーホート変化率法により推計した予測値。

平成 17 年の市町村合併以前の地域区分（二本松、安達、岩代、東和）で、今後の人口推移予測を年齢 3 区別にみても、人口の減少傾向は変わりません。いずれの地域でも 0～14 歳の年少人口、および 15～64 歳の生産年齢人口は毎年減少する傾向が続いています。

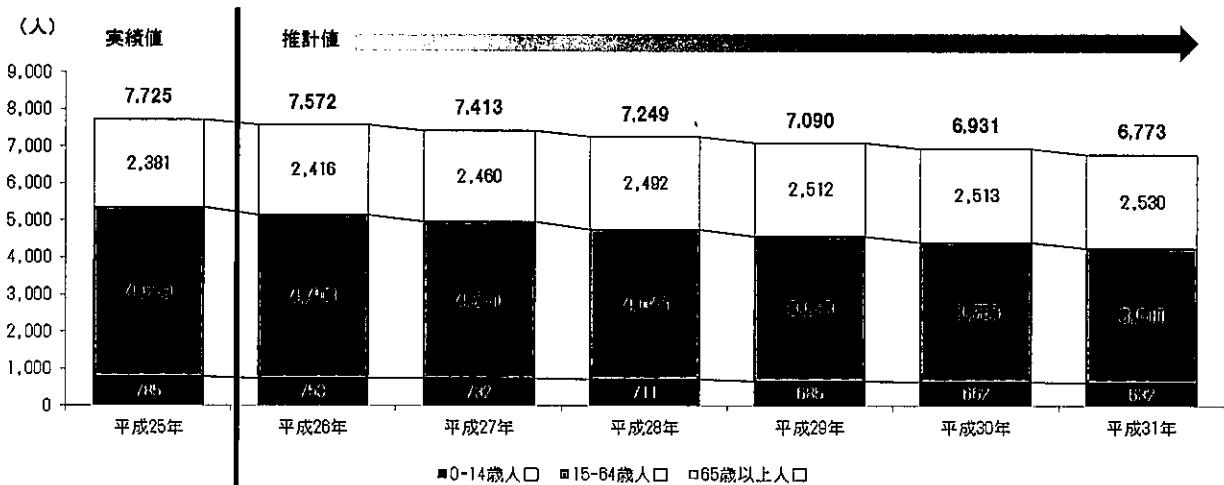
二本松地域（旧二本松市）の人口推移予測



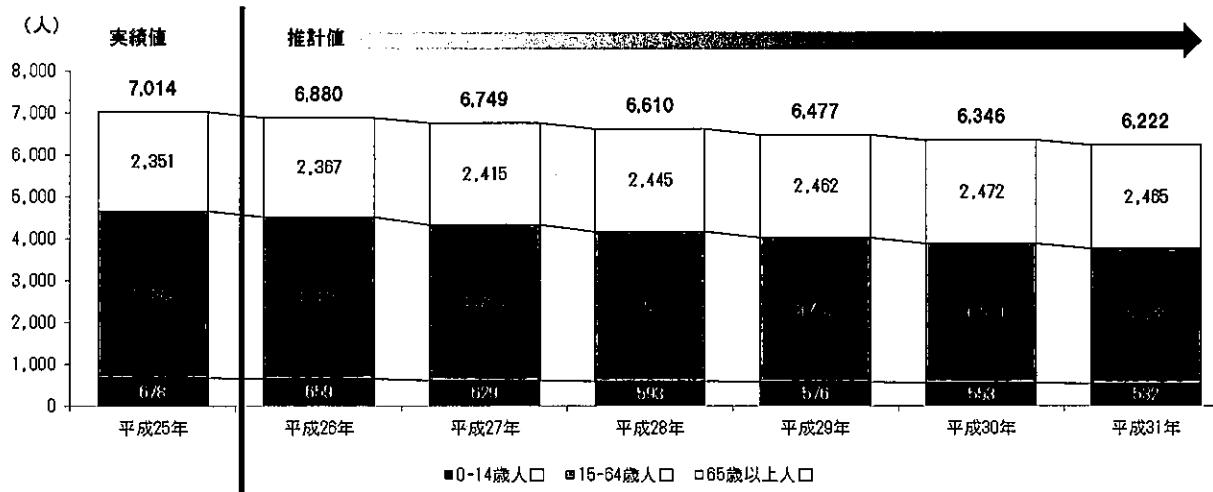
安達地域（旧安達町）の人口推移予測



岩代地域（旧岩代町）の人口推移予測



東和地域（旧東和町）の人口推移予測



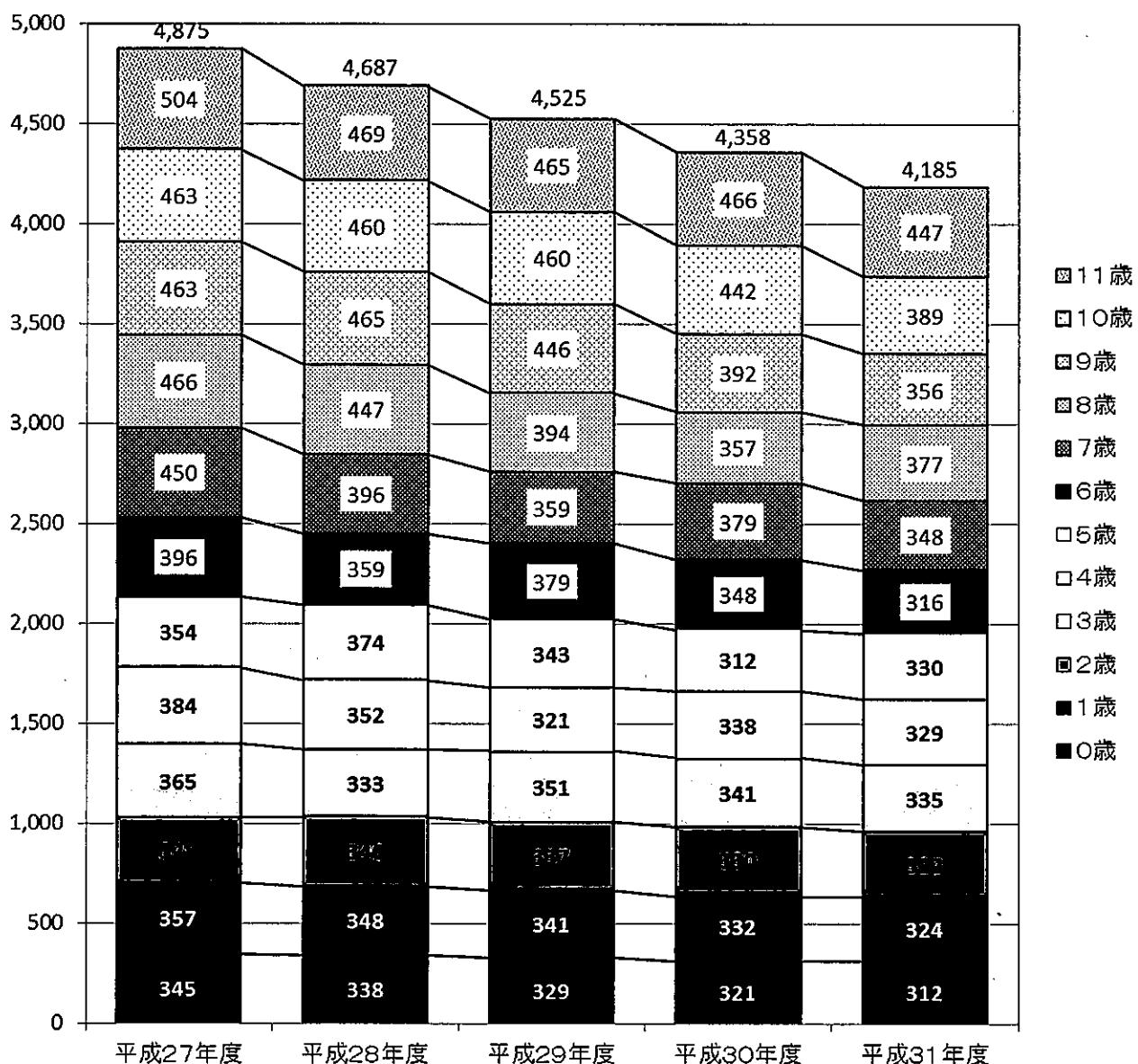
また、いずれの地域でも65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあり、さらに高齢化が進行することが予測されています。

なお、これらの地域別人口推移予測については、各地域の過去5年分の人口推移データ（性別年齢別〔1歳毎〕人口）をもとに、コーホート変化率法により推計した予測値となっているので、二本松市全体の予測値と地域別予測値の合計値は一致しません。

④ 0歳～11歳児童人口推移の推計値

0歳～11歳の児童人口推移の推計値をみると、平成27年の4,875人から平成31年には4,185人と、690人減少すると予測されています。これは、僅か5年で児童人口が16.4%減少してしまうという予測であり、かなり顕著で厳しい減少幅といわなければならぬでしょう。

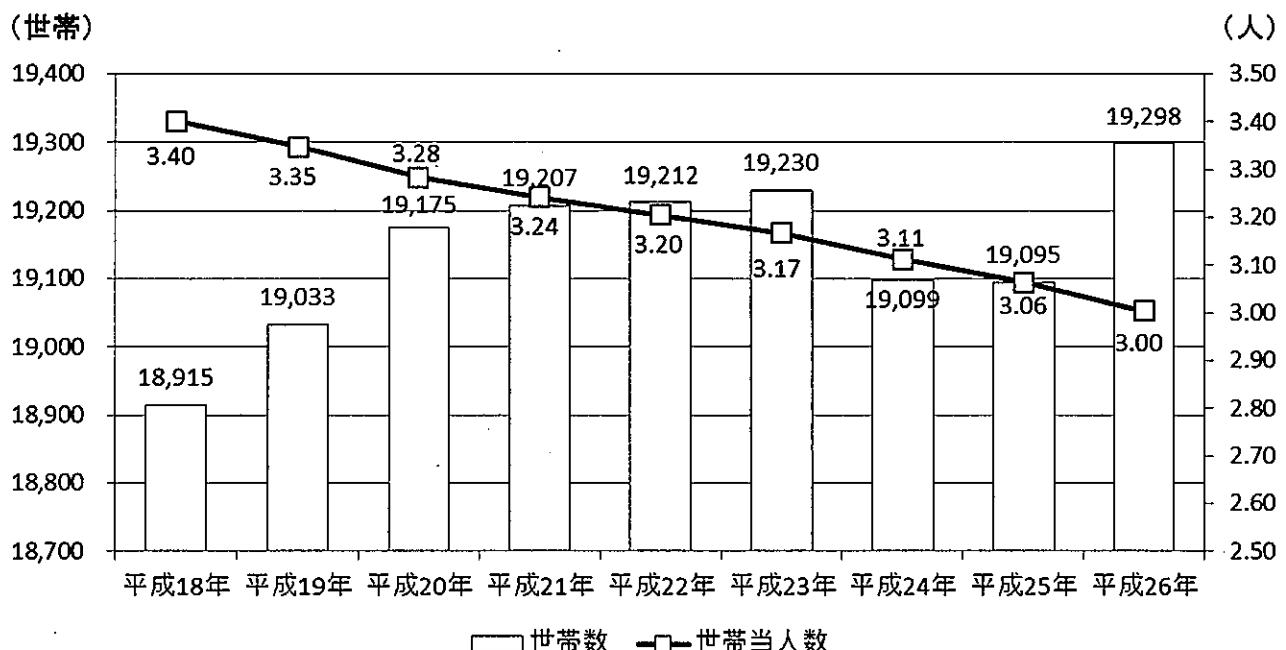
(人)



⑤ 世帯数と1世帯あたり人員の推移

二本松市の世帯数は、東日本大震災のあった平成23年までは増加する傾向にありましたが、平成24年、25年は19,100世帯を割り込みましたが、平成26年は再び増加し、19,298世帯となっています。

一方、1世帯当たりの人員は平成18年以降、減少する傾向が続いている。このことは、核家族化の進行や独居世帯が増加していることを示していると考えられます。



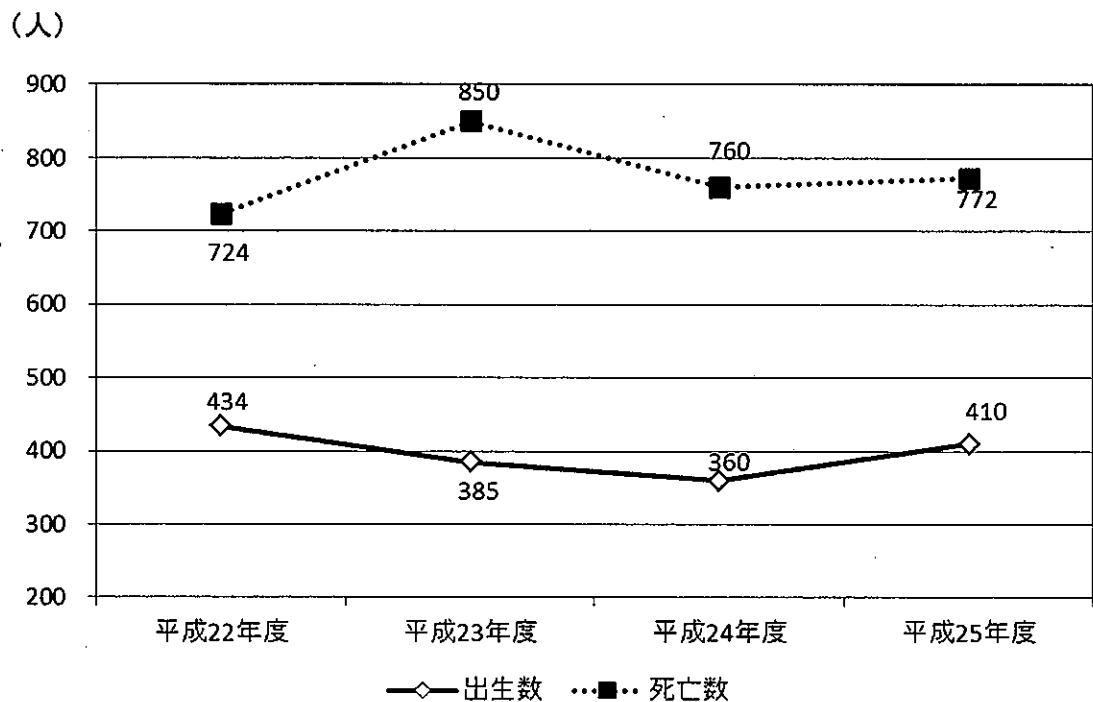
(資料：住民基本台帳世帯数)

(2)出生数、死亡数の推移《自然動態》³

平成22年度以降の自然動態をみると、常に出生数を死亡数が上回る自然減の状態が続いています。二本松市の自然動態は自然減の傾向にあるということができます。

出生数については、平成24年度の360人を底に、平成25年度は増加に転じています。

一方、死亡数については800人前後で高止まりした状態にあり、現状からは当面自然減の状態が続くものと予想されます。



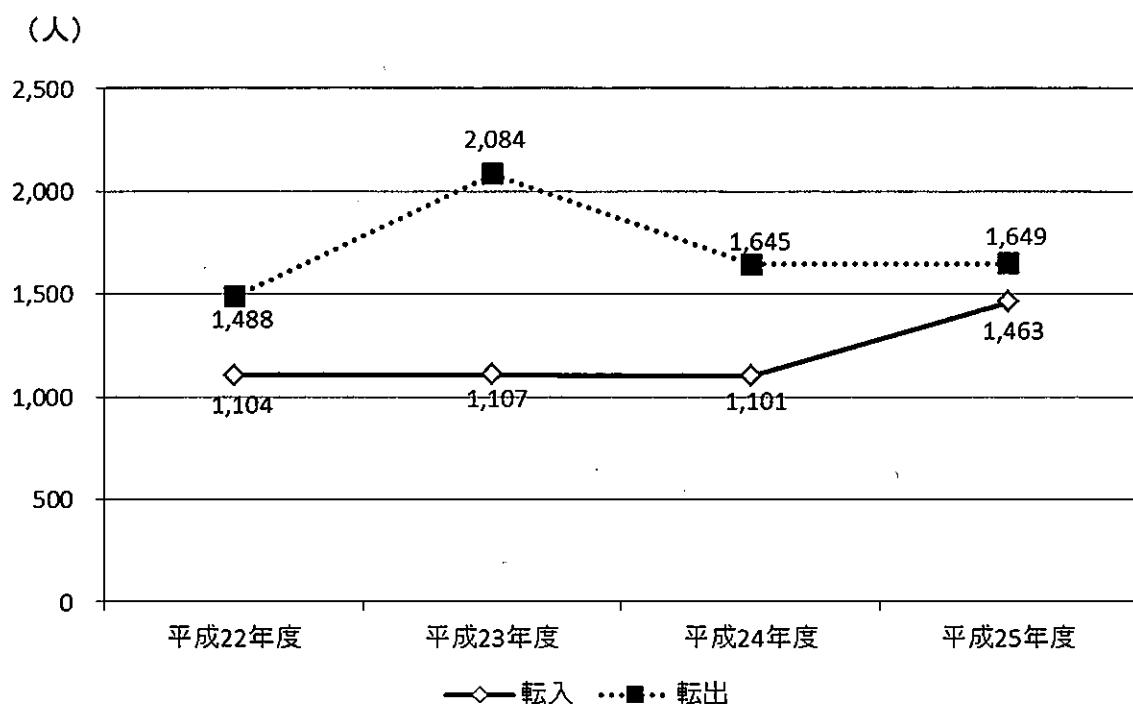
(資料：住民異動届件数)

³ 自然動態：出生・死亡による人口増減のこと。

(3) 転入転出の状況《社会動態》⁴

平成 22 年度以降の社会動態をみると、転出、転入ともに平成 25 年度はいずれも増加していますが、過去 4 年では転出者が転入者を上回る、社会減の状態が続いています。

転入者数は平成 22 年度の 1,104 人から平成 25 年度には 1,463 人と 359 人増加しています。一方、転出者数も平成 22 年度の 1,488 人から平成 25 年度には 1,649 人と 161 人増加し、同年度の転入者数を 186 人上回っています。



(資料：住民異動届件数)

⁴ 社会動態：転出入などの社会的条件による人口増減のこと。

(4)保育所の状況

平成 26 年 4 月現在、二本松市内の認可保育所は 7 箇所、定員は 535 人となっています。

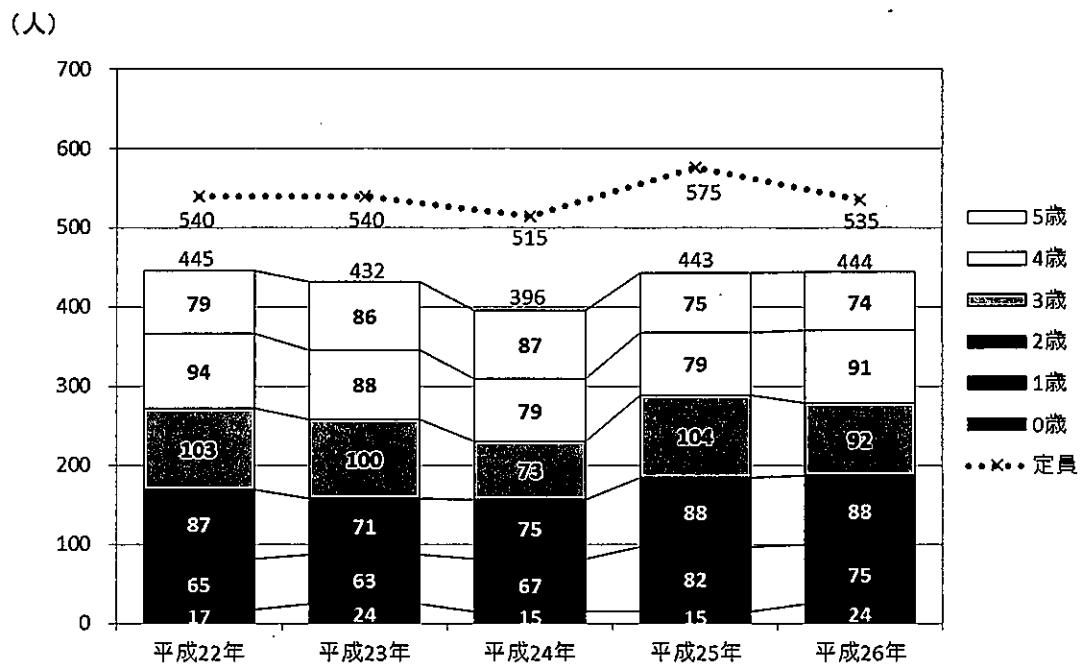
地域別では、二本松地域に 5 箇所、安達、岩代の各地域に 1 箇所設定されていますが、平成 26 年 4 月に岩代地域に、平成 24 年 4 月に東和地域に、幼保連携型の認定こども園が各 1 箇所設置されているため別集計となっています。

認可保育所の設置箇所数と定員数（地域別）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
全 市	箇 所 数	8	8	7	8	7
	定 員	540	540	515	575	535
	入所児数	445	432	396	443	444
二本松地域	箇 所 数	4	4	4	5	5
	定 員	280	280	295	355	355
	入所児数	229	211	215	272	286
安 達 地 域	箇 所 数	1	1	1	1	1
	定 員	120	120	120	120	120
	入所児数	126	123	122	113	117
岩 代 地 域	箇 所 数	2	2	2	2	1
	定 員	100	100	100	100	60
	入所児数	58	65	59	58	41
東 和 地 域	箇 所 数	1	1	0	0	0
	定 員	40	40	0	0	0
	入所児数	32	33	0	0	0

認可保育所の受入児童数は、東日本大震災の影響から、平成 24 年の受入人数は 400 人を割り込みましたが、平成 25 年以降は 440 人台となっています。過去 5 年間はいずれも定員数の 8 割程度の受入となっており、受入人数に大きな増減はなくほぼ横這いの状態です。

認可保育所の年齢別受入児童数と定員数の推移（全市）



(5)認定こども園の状況

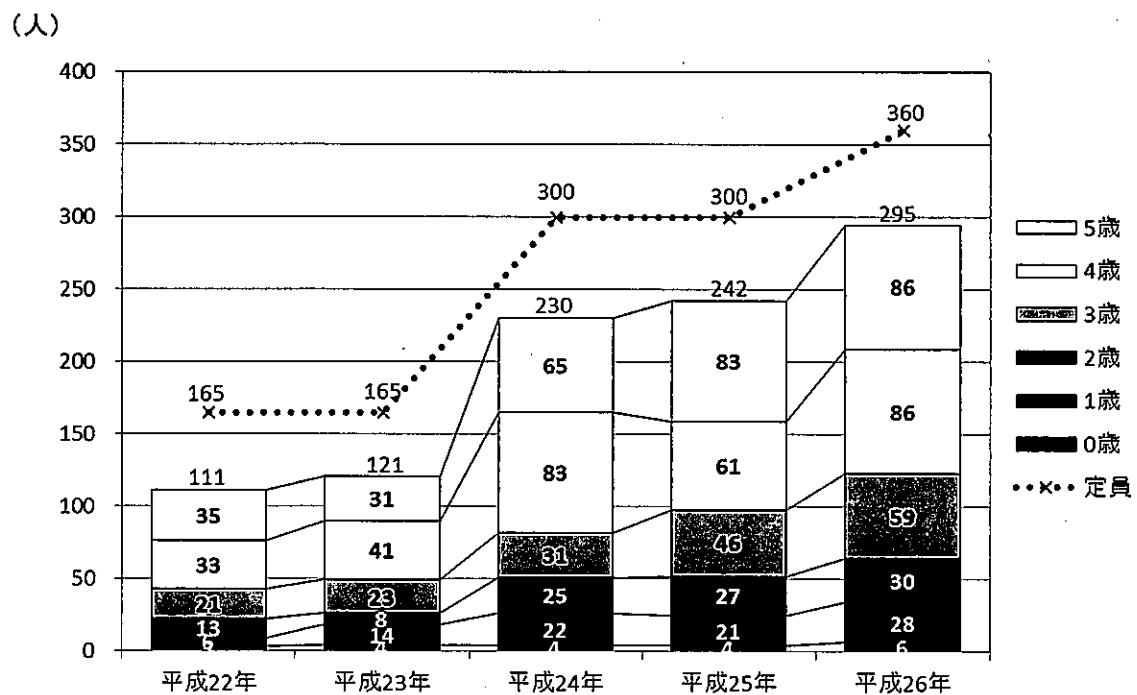
平成 26 年 4 月現在、二本松市内の認定こども園は 3 箇所、定員は 360 人となっています。地域別では安達地域以外の各地域に 1 箇所ずつ設置された状態となっています。

認定こども園の設置箇所数と定員数（地域別）

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
全 市	箇 所 数	1	1	2	2	3
	定 員	165	165	300	300	360
	入所児数	111	121	230	242	295
二本松地域	箇 所 数	1	1	1	1	1
	定 員	165	165	180	180	180
	入所児数	111	121	131	138	132
安 達 地 域	箇 所 数	0	0	0	0	0
	定 員	0	0	0	0	0
	入所児数	0	0	0	0	0
岩代 地 域	箇 所 数	0	0	0	0	1
	定 員	0	0	0	0	60
	入所児数	0	0	0	0	45
東 和 地 域	箇 所 数	0	0	1	1	1
	定 員	0	0	120	120	120
	入所児数	0	0	99	104	118

認定こども園の受入児童数は、設置箇所数の増加に伴って増加しており、平成26年4月現在で295人となっています。概ね各年齢とも増加する傾向が見られますが、0歳児の受入は1桁台となっています。

認定こども園の設置箇所数と定員数（全市）



(6) 幼稚園の状況

平成 26 年 4 月現在、二本松市内の幼稚園は 13 箇所、定員は 1,195 人となっています。

地域別では二本松地域に 8 箇所、安達地域に 3 箇所、岩代地域に 2 箇所設置されていますが、東和地域は平成 24 年、4 箇所あった幼稚園と保育所が統合され幼保連携型の認定こども園が設置されました。また、岩代地域でも平成 26 年に 2 箇所の幼稚園と 1 箇所の保育所が統合され幼保連携型の認定こども園が設置されています。

幼稚園の設置箇所数と定員数（地域別）

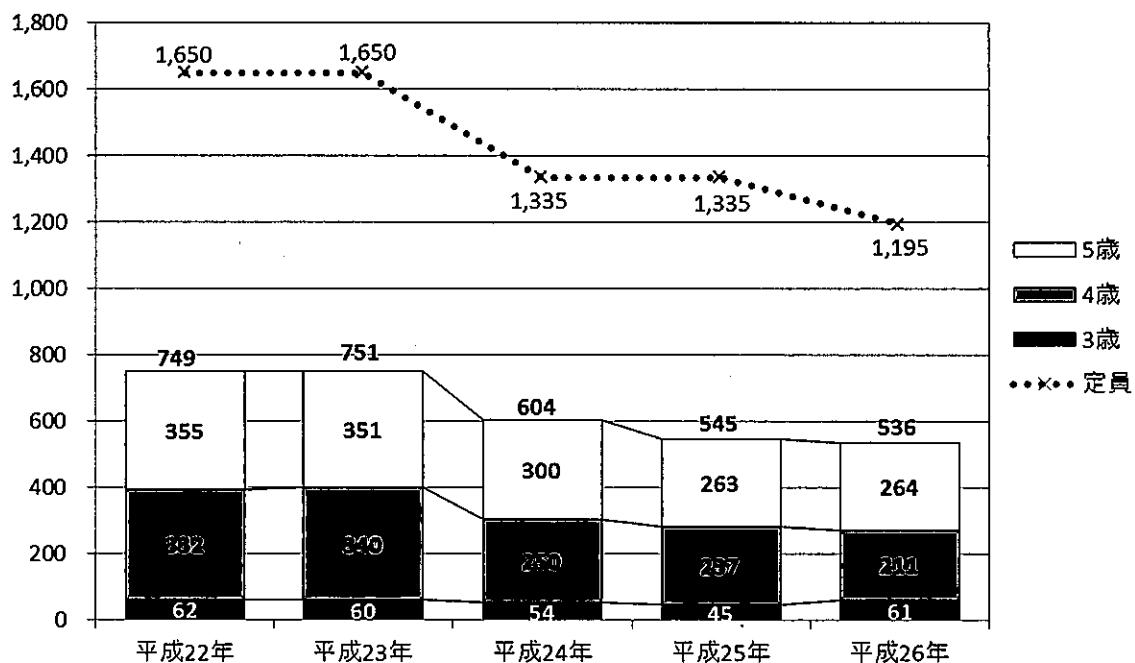
		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
全 市	箇 所 数	19	19	15	15	13
	定 員	1,650	1,650	1,335	1,335	1,195
	入所児数	749	751	604	545	536
二本松地域	箇 所 数	8	8	8	8	8
	定 員	800	800	800	800	800
	入所児数	430	431	370	330	363
安 達 地 域	箇 所 数	3	3	3	3	3
	定 員	245	245	245	245	245
	入所児数	123	142	126	118	109
岩 代 地 域	箇 所 数	4	4	4	4	2
	定 員	290	290	290	290	150
	入所児数	112	104	108	97	64
東 和 地 域	箇 所 数	4	4	0	0	0
	定 員	315	315	0	0	0
	入所児数	84	74	0	0	0

幼稚園の受入児童数は、平成 23 年をピークに、それ以降は減少する傾向となっています。

平成 23 年に 751 人いた受入児童数が、平成 26 年には 536 人と 215 人少なくなっています。減少分は概ね認定こども園に流れていることが推測されます。

幼稚園の年齢別受入児童数と定員数の推移（全市）

(人)



3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果概要

(1) 調査概要

【調査の目的】

二本松市ではこれまで様々な子育て支援を進めてまいりましたが、このたび国の制度改正により、平成27年度から「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画に基づき事業を進めることになりました。

このアンケート調査は、計画をつくる上で、保護者の皆様の子育てに関する生活実態や、子ども・子育てについて日頃考えていること、利用したいサービスなどを把握するために実施しました。

【調査の方法】

	1. 就学前児童調査	2. 小学校児童調査
(1) 調査対象者	市内在住の就学前の児童から無作為抽出	市内在住の小学校(1~4年生)の児童から無作為抽出
(2) 調査対象者数	1,360件	640件
(3) 調査方法	未就学児：市内の幼稚園、保育所を通じた配布・回収、幼稚園・保育所を利用してない場合は、郵送による配布・回収 就学児：小学校を通じた配布・回収	
(4) 調査実施期間	平成25年11月30日(土)～平成25年12月16日(月) ※ただし、12月21日(金)到着分まで集計に反映	

【回収状況】

調査名	発送数	回収数	回収率
1. 就学前児童調査	1,360件	935件	68.7%
2. 小学校児童調査	640件	548件	85.6%
合計	2,000件	1,483件	74.1%

【調査項目】

1. 就学前児童調査
1. お子さんとご家族の状況
2. お子さんの保護者の就労状況
3. お子さんが平日に利用している定期的な教育・保育事業
4. お子さんの地域の子育支援事業の利用状況
5. お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育の利用希望
6. お子さんの病気の際の対応
7. お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
8. 5歳以上のお子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方
9. 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

2. 小学校児童調査
1. お子さんとご家族の状況
2. お子さんの保護者の就労状況
3. お子さんの放課後の過ごし方

(2)就学前児童調査結果概要

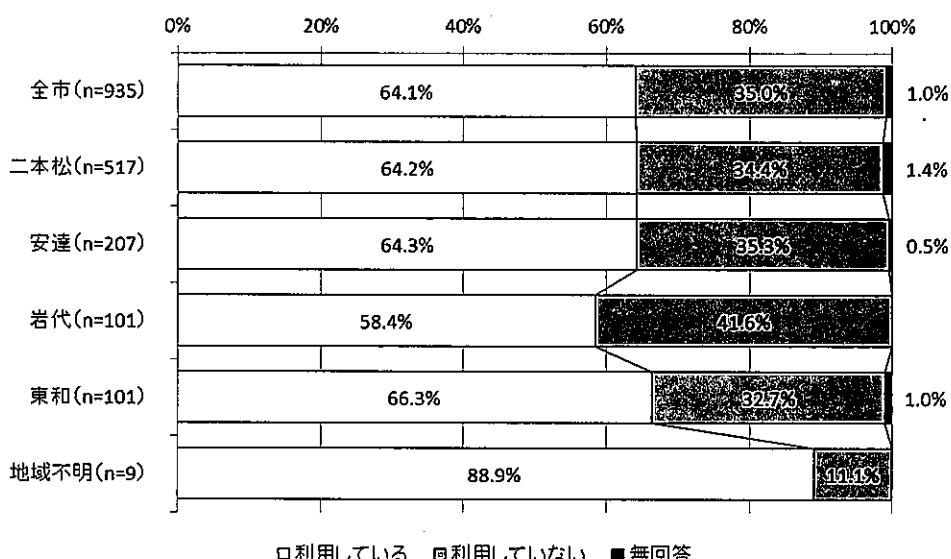
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と今後の利用意向

二本松市で定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は 64.1%で、「利用していない」と回答した人は 35.0%です。地域別でもそれほど大きな割合の違いはみられませんが、岩代地域のみ「利用している」と回答した人が 58.4%と 6 割未満となっています。

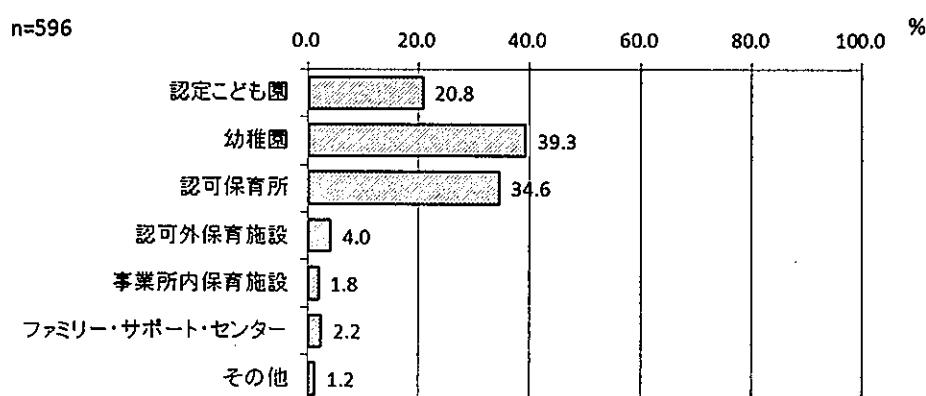
これらの教育・保育事業を「利用している」と回答した人に、どのような事業を利用しているかを質問した結果、最も多かったのは「幼稚園」で 39.3%、次が「認可保育所」の 34.6%、「認定こども園」が 20.8%、以下、割合的にはかなり低くなりますが「認可外保育施設」が 4.0%、「ファミリー・サポート・センター」が 2.2%、「事業所内保育施設」が 1.8%となっています。

一方、今後平日の教育・保育事業で定期的に利用しようと考えている事業を質問した結果、最も回答が多かったのは「幼稚園」が 64.1%、「認可保育所」が 38.5%、「認定こども園」が 36.6%、「ファミリー・サポート・センター」が 11.0%、「事業所内保育所」が 4.3%、「認可外保育施設」が 3.7%と続いています。

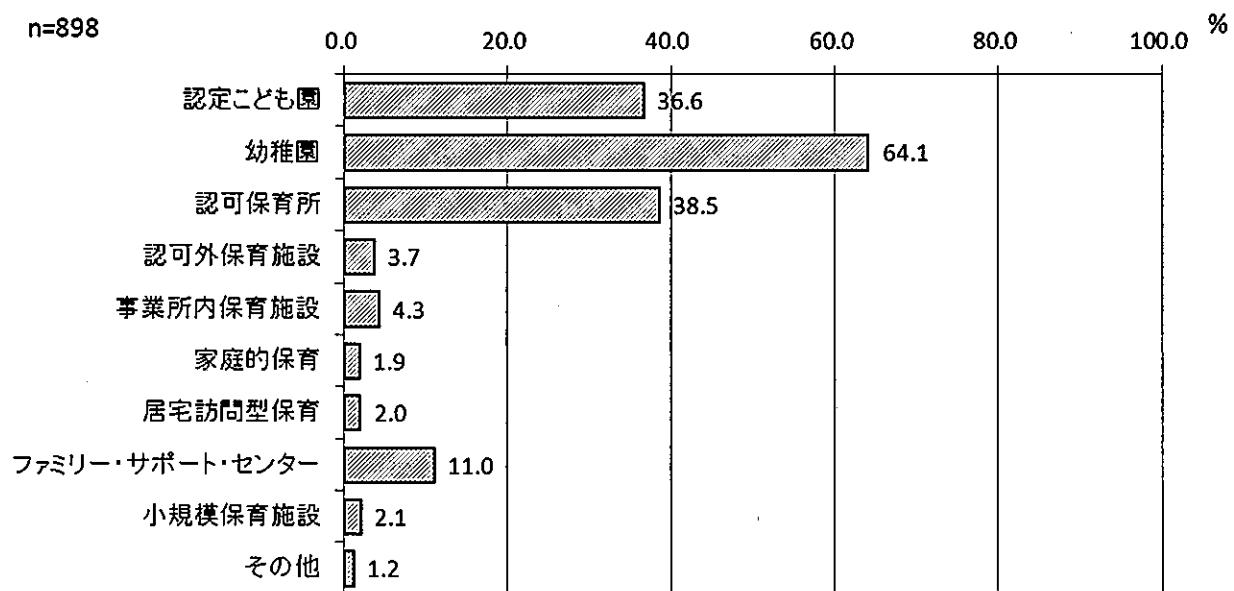
定期的な平日の教育・保育事業の利用の有無（地域別）



現在の定期的な平日の教育・保育の利用状況（複数回答）



今後の定期的な平日の教育・保育の利用意向（複数回答）



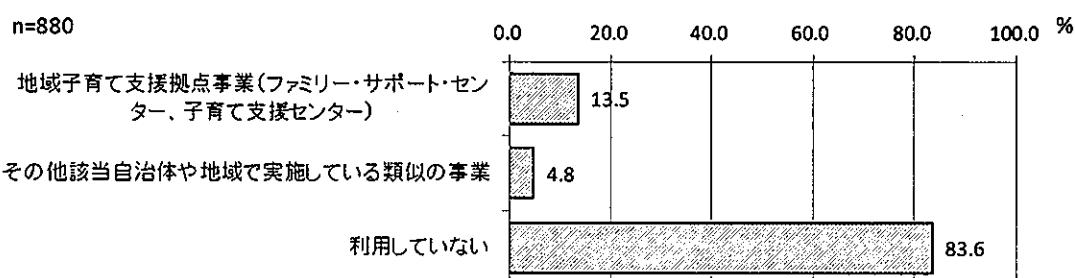
② 地域の子育て支援事業の利用状況と今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業を利用しているという回答は 13.5%、その他市内で実施している類似の事業を利用しているという回答は 4.8%でした。逆に、それらを利用していないという回答は 83.6%となっており、これらの事業の内容や PR 方法等に課題があることを示す結果となっています。

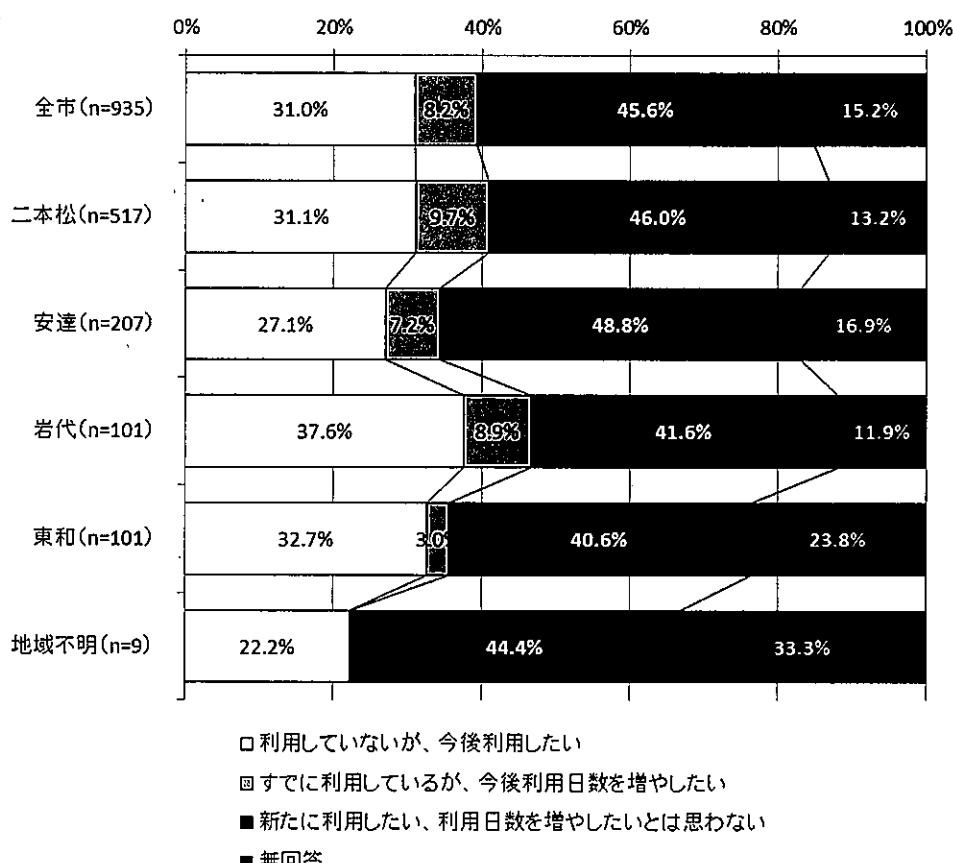
今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人が 31.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」と回答した人は 8.2%で、合わせて 39.2%が利用の意向があるという結果ですが、45.6%の人は、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答しています。

利用意向を地域別にみると、岩代地域が比較的利用意向割合が高く、安達地域、東和地域の利用意向割合が低くなっています。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）



地域子育て支援拠点事業等の利用意向（地域別）



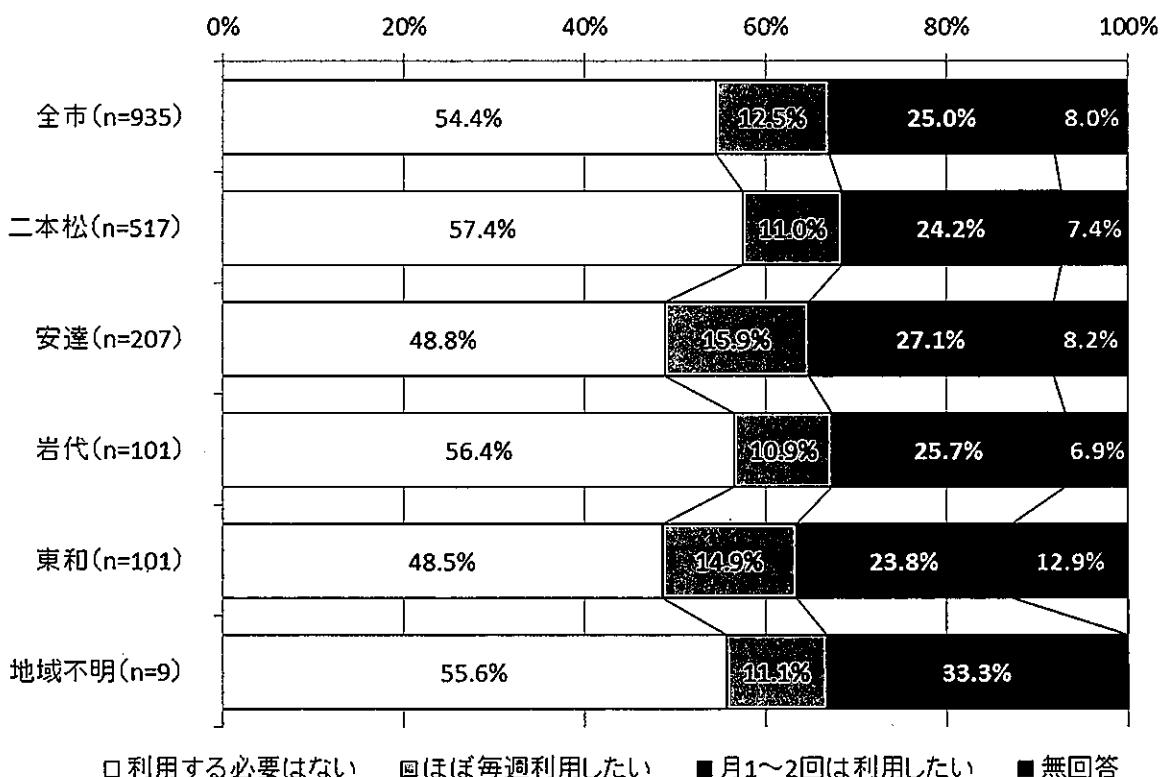
③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用意向について、54.4%は「利用する必要はない」と回答しています。「ほぼ毎週利用したい」という回答は12.5%、「月に1~2回は利用したい」という回答は25.0%で、合わせて37.5%が利用意向を表明しています。地域別では、安達地域の利用意向割合が高くなっています。

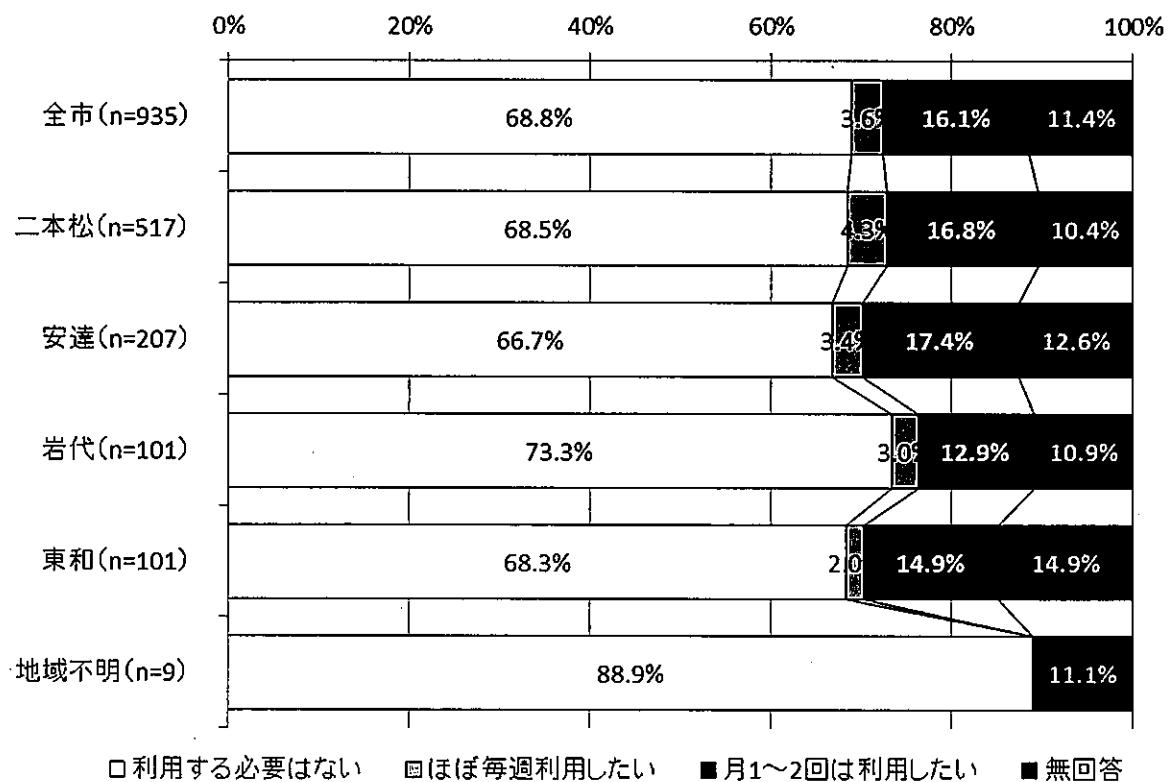
日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用意向では、68.8%は「利用する必要はない」と回答しており、「ほぼ毎週利用したい」が3.6%、「月に1~2回は利用したい」が16.1%と、両者を合わせた利用意向は19.7%と土曜日の利用意向の半分程度となっています。地域別では、二本松地域、安達地域の利用意向割合が高くなっています。

幼稚園を利用している人の夏休みや冬休み等の長期休暇中の教育・保育事業の利用意向については、休みの期間中「ほぼ毎日利用したい」が23.9%、「週に数日利用したい」が37.2%で、利用意向のある回答が61.1%と幼稚園利用者の6割以上が何らかの利用意向を示す結果となっています。地域別では、該当者数が少ない東和地域では全員が利用意向を表明した結果となっているとともに、安達、岩代の両地域でも6割以上の利用意向割合となっています。

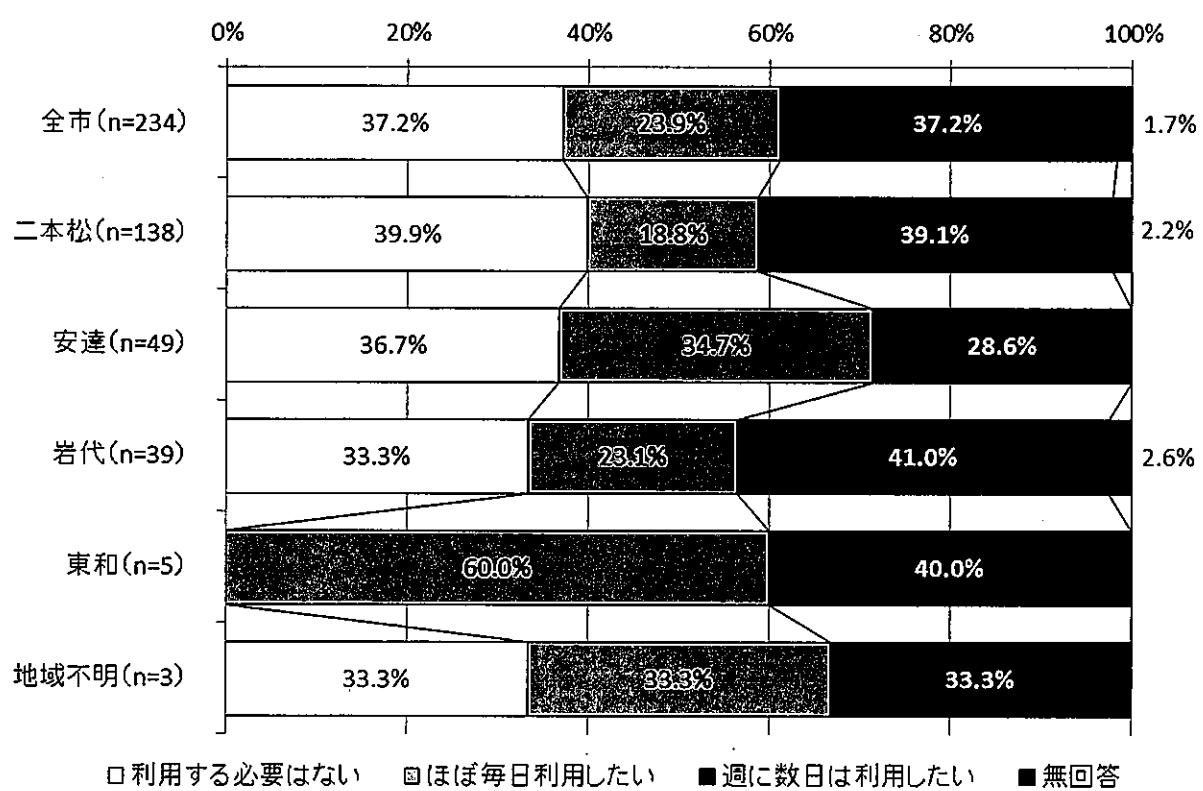
土曜日の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



日曜・祝日の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



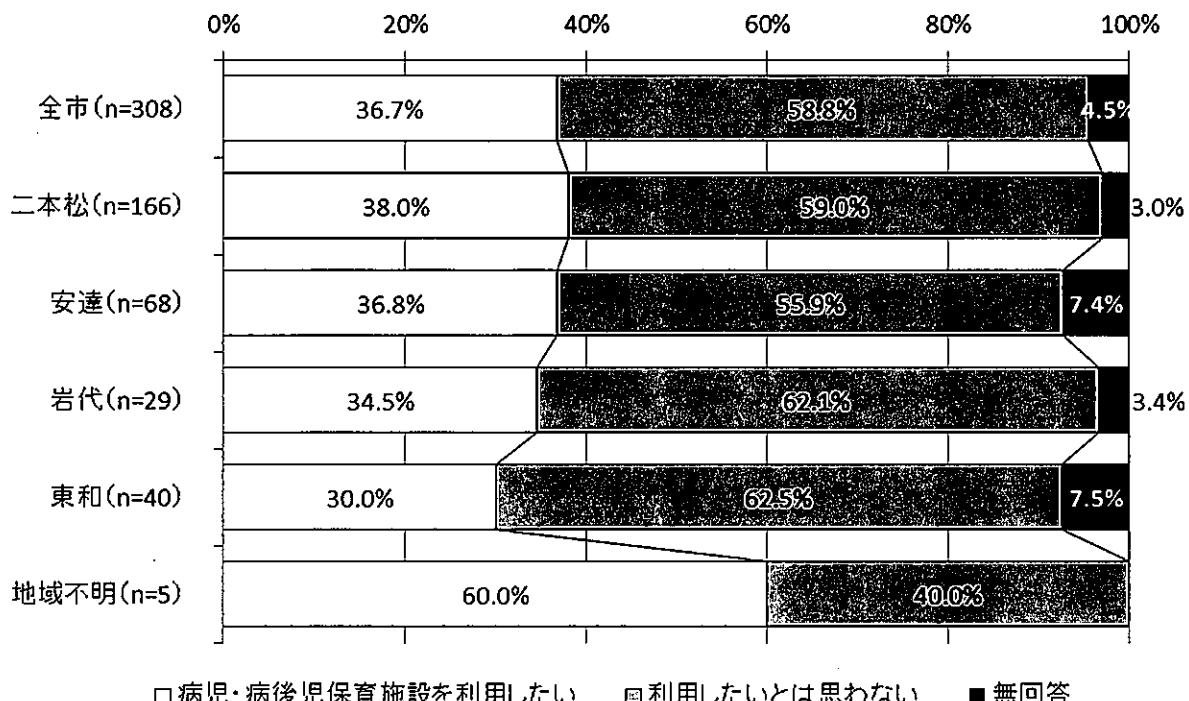
幼稚園利用者の長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用意向



④ 病児・病後児保育事業の利用意向

子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答した人は 36.7% でした。
地域別では、二本松地域の利用意向割合が高くなっています。

病児・病後児保育施設の利用意向



□ 病児・病後児保育施設を利用したい　■ 利用したいとは思わない　■ 無回答

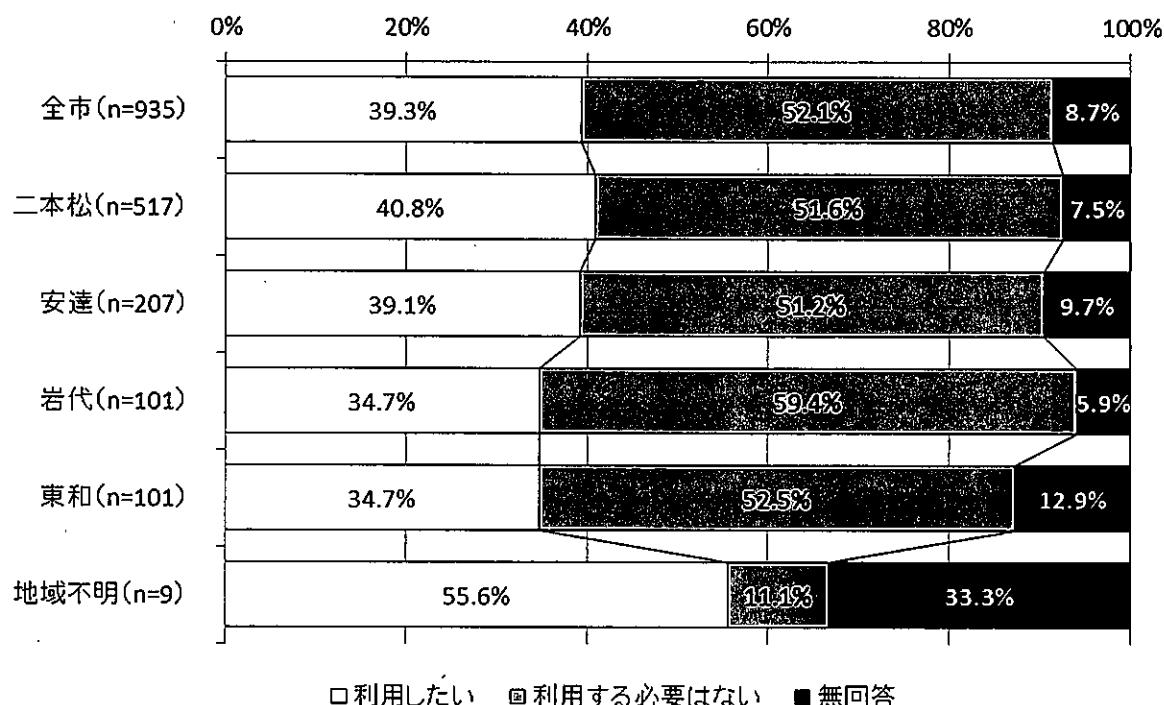
⑤ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

私用、親の通院、不定期の就労等の目的での不定期事業の利用意向は39.3%となっています。

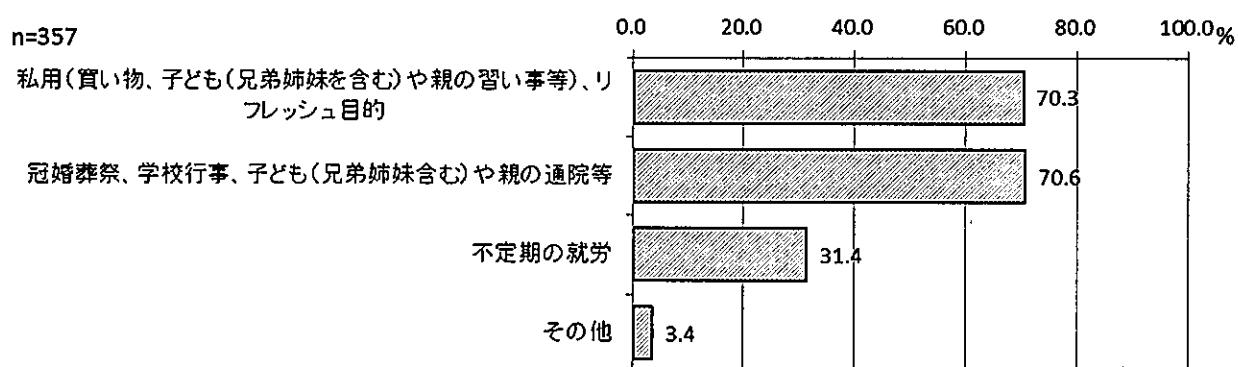
地域別では二本松地域の利用意向割合が40.8%と最も高くなっています。岩代、東和の両地域が34.7%と比較的低くなっています。

その利用目的としては「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が70.6%で、「私用、リフレッシュ目的」が70.3%とこの二つの理由が多くなっています。

不定期事業の利用意向



不定期事業を「利用したい」と回答した人の利用目的

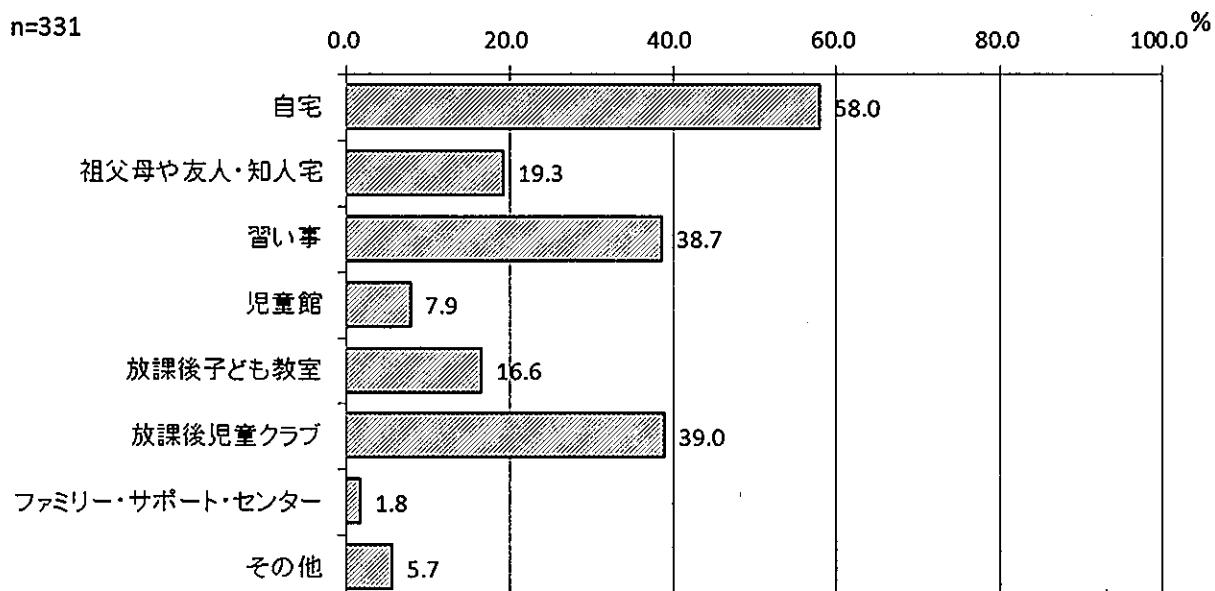


⑥ 放課後の過ごし方

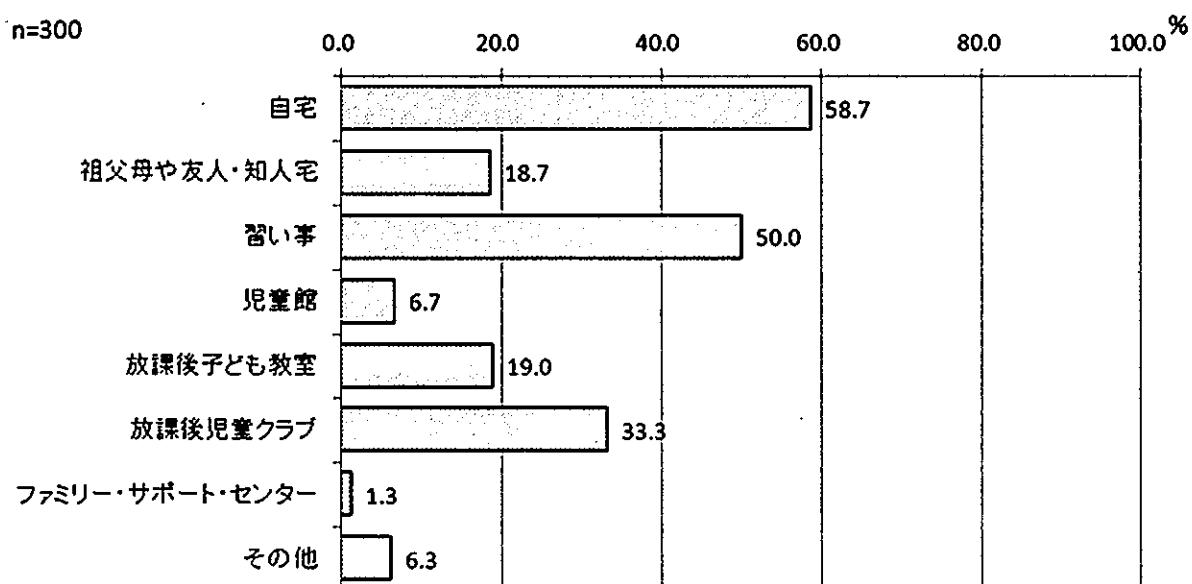
5歳以上の児童について、小学校低学年時の放課後、子どもをどこで過ごさせたいかについては、最も回答割合が高かったのは「自宅」の58.0%でしたが、以下「放課後児童クラブ」が39.0%、「習い事」が38.7%と続いています。以下、「祖父母や友人・知人宅」が19.3%、「放課後子ども教室」が16.6%となっています。

一方、小学校高学年時の放課後、子どもをどこで過ごさせたいかについては、最も回答割合が高かったのは「自宅」の58.7%で低学年時と変わりありませんが、次に多かったのは「習い事」で50.0%、「放課後児童クラブ」は33.3%となっています。以下、「放課後子ども教室」が19.0%、「祖父母や友人・知人宅」が18.7%と続いています。

放課後を過ごさせたい場所（低学年時：複数回答）



放課後を過ごさせたい場所（高学年時：複数回答）

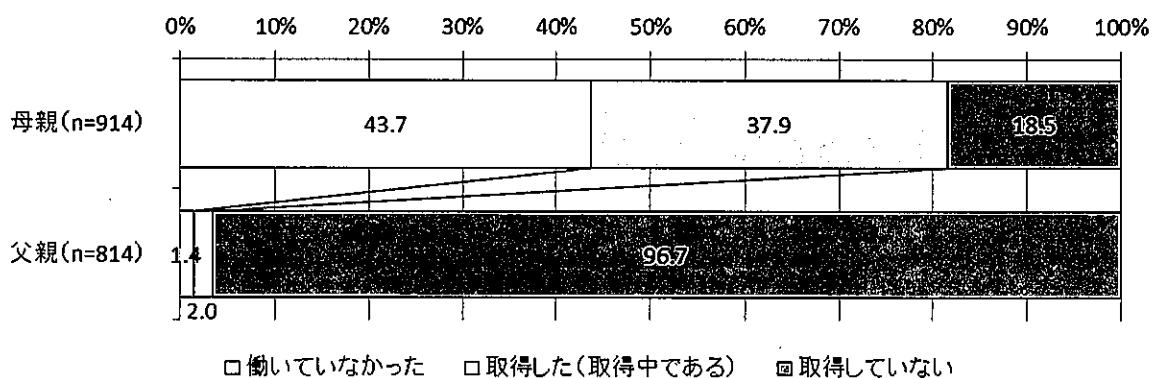


⑦ 育児休業の利用状況

子どもが生まれた時、育児休業を取得したかどうかについて質問した結果、母親で「取得した」と回答した人は 37.9%、父親ではわずかに 2.0% となっています。

一方「取得していない」と回答した母親は 18.5%、父親では実に 96.7% となっています。ただし、母親では 43.7% が「働いていなかった」と回答しています。

育児休業の取得状況

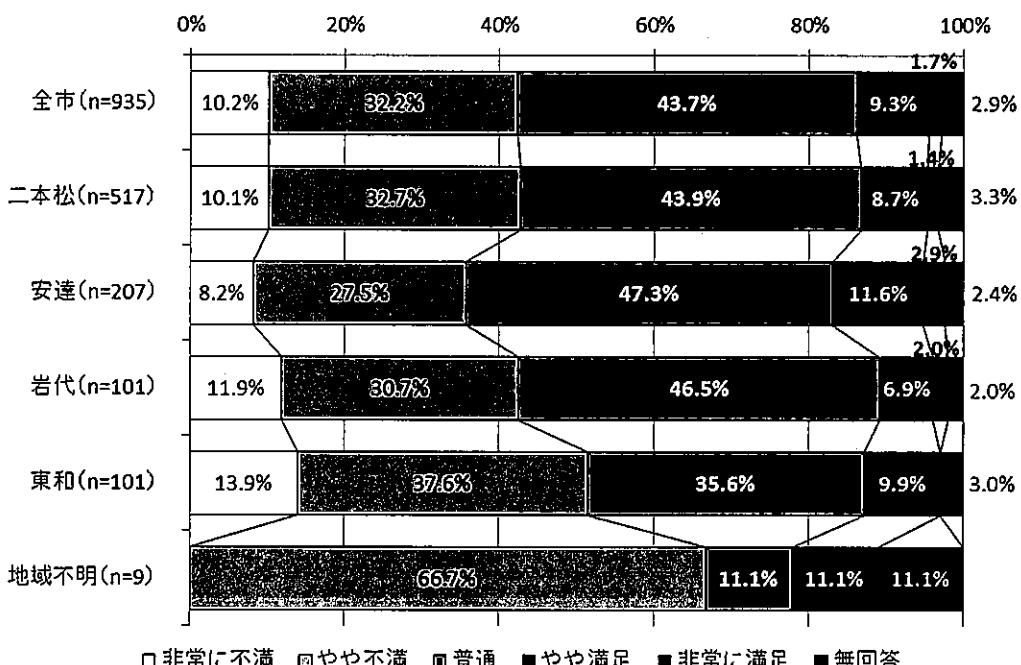


⑧ 子育て環境における満足度

二本松市の子育て環境や支援への満足度を質問した結果、「普通」という回答が 45.0% で最も多くなっていますが、「非常に満足」「やや満足」が合わせて 11.4% だったのに対して、「非常に不満」「やや不満」が合わせて 43.6% と満足している回答を 32.2 ポイント上回っていることから、不満が多い状態にあるとみることができます。

地域別では、安達地域の満足度が比較的高いということができますが、それでも不満が満足を上回る状況にあります。

子育て環境における満足度



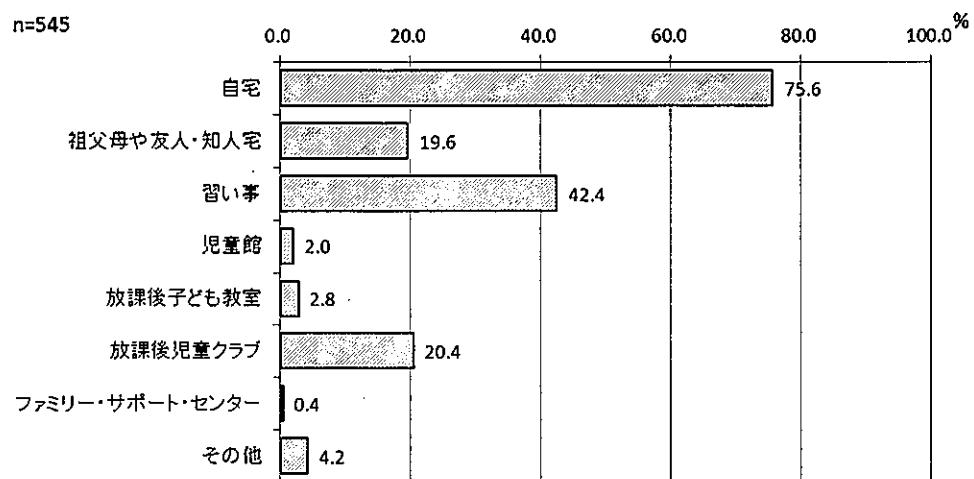
(3)就学児童調査結果概要

① 放課後の過ごし方（現状）

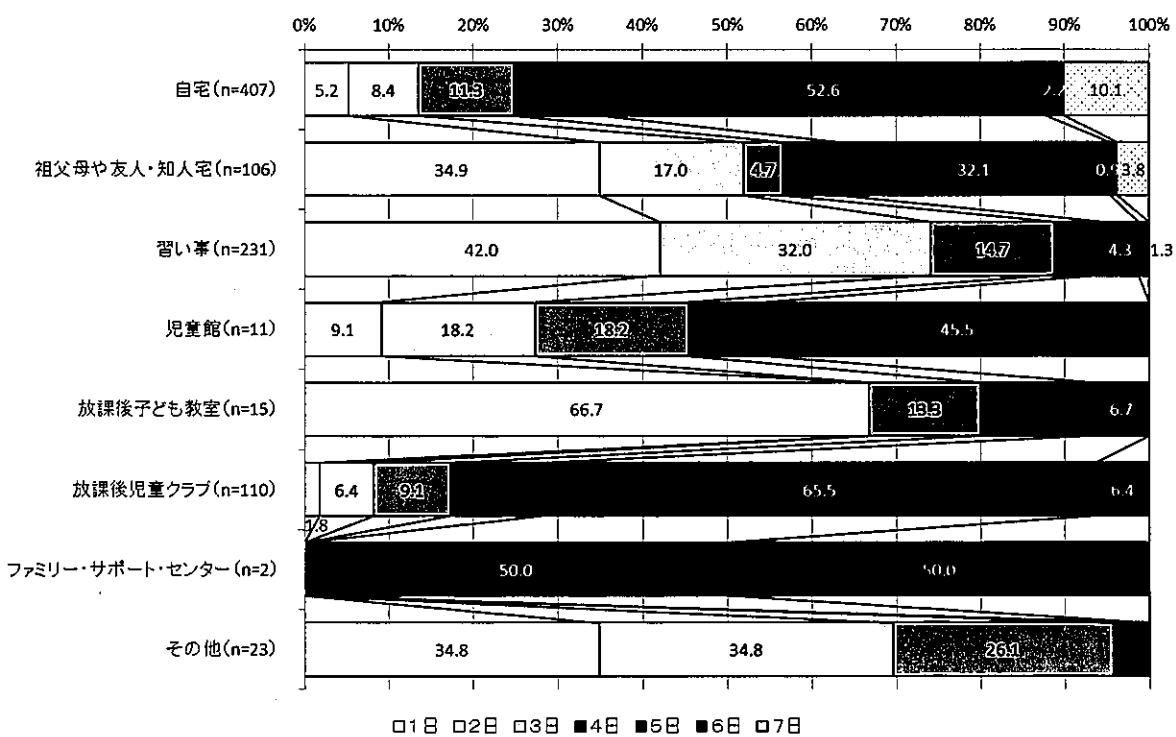
現在、放課後を過ごしている場所について、最も多かった回答は「自宅」の75.6%で、以下、「習い事」が42.4%、「放課後児童クラブ」が20.4%、「祖父母や友人宅」が19.6%、「放課後子ども教室」が2.8%、「児童館」が2.0%と続いています。

各場所の利用日数では「自宅」「放課後児童クラブ」「児童館」では週「5日」という回答の割合が高くなっていますが、「習い事」「祖父母や友人・知人宅」「放課後子ども教室」では「1日」の回答割合が最も高くなっています。

現在放課後を過ごしている場所（複数回答）



放課後を過ごす場所の週当たりの利用日数

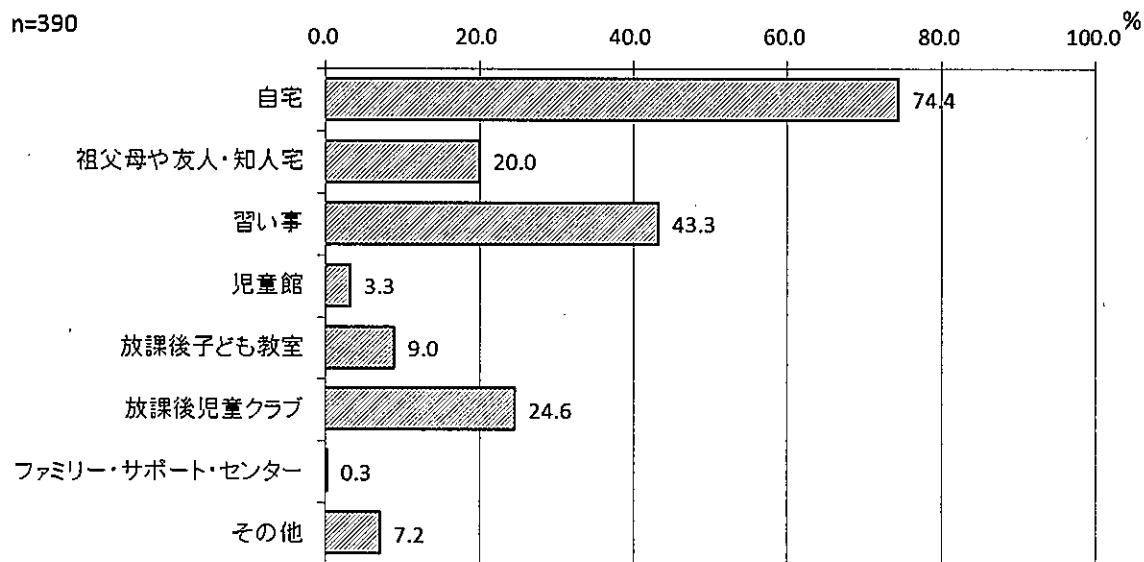


② 放課後の過ごし方（利用意向）

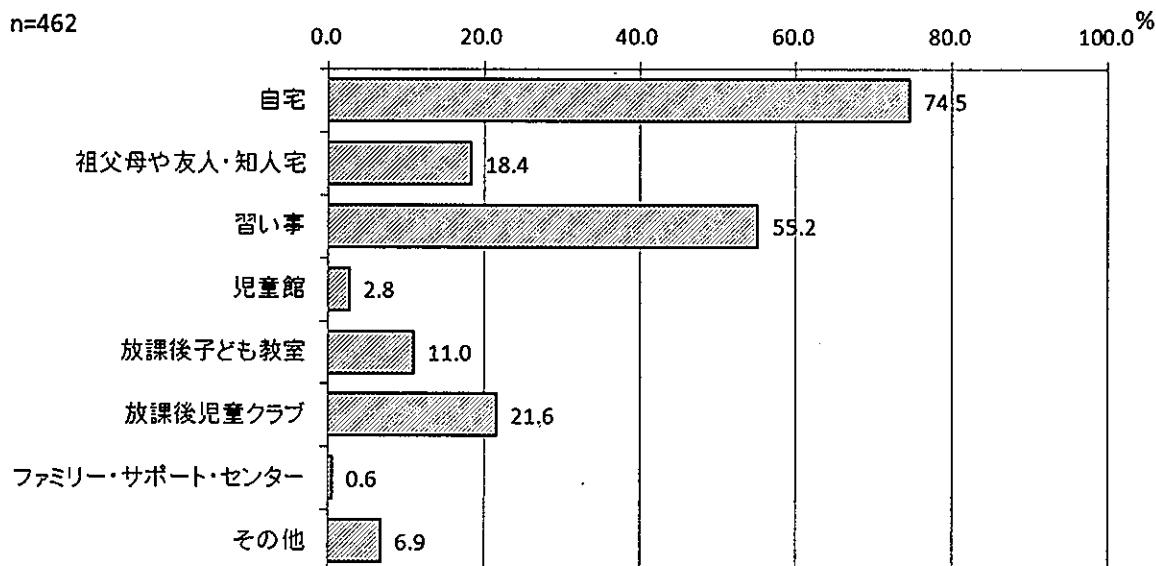
小学校低学年時に放課後を過ごさせたい場所で、最も多かった回答は「自宅」の74.4%で、以下、「習い事」が43.3%、「放課後児童クラブ」が24.6%、「祖父母や友人宅」が20.0%、「放課後子ども教室」が9.0%、「児童館」が3.3%と続いています。

また、小学校高学年時に放課後を過ごさせたい場所で、最も多かった回答は「自宅」の74.5%で、以下、「習い事」が55.2%、「放課後児童クラブ」が21.6%、「祖父母や友人宅」が18.4%、「放課後子ども教室」が11.0%、「児童館」が2.8%と続いています。

低学年時に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）

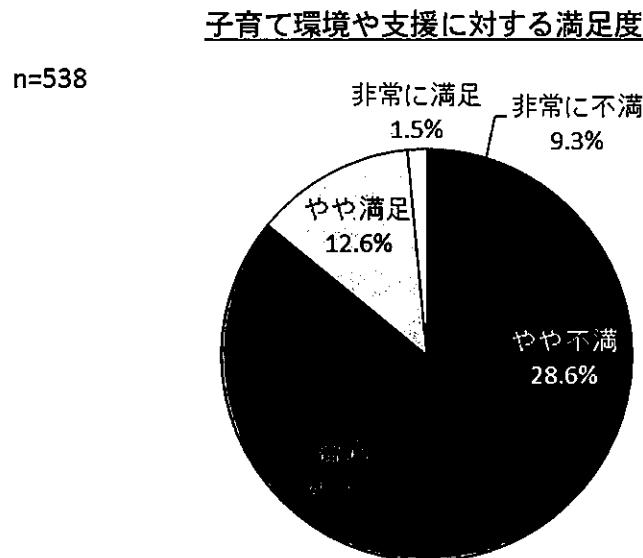


高学年時に放課後を過ごさせたい場所（複数回答）



③ 子育て環境における満足度

二本松市の子育て環境や支援への満足度については、「普通」と回答した人が48.0%で最も多くなっていますが、「非常に満足」「やや満足」を合わせた回答が14.1%、「非常に不満」「やや不満」を合わせた回答が37.9%で、不満を示す回答が満足を示す回答を23.8ポイント上回っているので、不満の多い状態にあるとみることができます。



4 現状からみた課題

(1) 調査結果からみた課題

① 平日の定期的な教育・保育事業

認定こども園、幼稚園、保育所は、現状として十分にその役割を果たしているといえますが、今後もその体制を維持するとともに、必要十分な教育・保育サービスの質と量を確保していく必要があります。

すべての施設を合わせた教育・保育の利用希望は、短期的には増加する傾向がみられますが、中長期的には児童人口が減少する可能性が高く、今後は、そのような少子高齢化が進展し、児童の絶対数が減少していく中で、サービスの質の確保が重要な課題になってくるものと思われます。

また、施設形態としては認定こども園に対するニーズが高まることが予想されます。

② 地域子育て支援拠点事業

利用実績が今後の利用希望を下回っており、現状の利用率は決して高いものとはいえない結果となっています。また、4、5割が利用意向がなく、現在の事業内容が市民のニーズに適合しているかどうかの検討を行うとともに、事業のPR方法や住民への周知方法についても再検討が必要だと考えられます。

③ 土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業

土曜、休日の「定期的」な事業ニーズは決して高くはありませんが、月に1～2回の利用希望者まで含めると2～4割前後の利用希望があります。また、幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望は更に高く、幼稚園利用者の約6割に何らかの利用希望があり、対応が求められています。

④ 病気の際の対応

病児・病後児への対処は就労者にとって相応の負担となっていることを示す結果となっています。受け皿としての病児・病後児のための保育施設等を利用したいというニーズは、量的には子どもが病気やケガの場合の対処方法で「父親が休んだ」か「母親が休んだ」と回答した人の4割弱となっています。病児・病後児保育の対応が求められています。

また、自由回答では産婦人科や小児科の医療施設を整備してほしいという意見が多数みられます。

⑤ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等

不定期の教育・保育事業（冠婚葬祭、学校行事、親の通院等で利用できる一時預かり事業）については、事業を利用している人はアンケート回答者の1割程度という現状となっています。しかし、これに反して利用希望は4割以上となっており、今後の運営については、需要と供給のバランスを検討し、慎重にニーズを見極めていく必要があります。

⑥小学校入学後の放課後の過ごし方

就学後に放課後を過ごさせたい場所は、低学年・高学年ともに「自宅」や「習い事」の割合が高くなっていますが、公共的な場所としては「放課後児童クラブ」の割合が高く、そのニーズは低学年時の方が高いという結果となっています。ただし、未就学児調査では低学年・高学年ともに3割以上の利用希望となっていますが、就学児調査では2割程度の利用希望となっています。「放課後児童クラブ」のニーズについては現状の事業状況とニーズを照らし合わせ、必要とする目標事業量を慎重に見極めていくことが求められています。

⑦ 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度

育児休業制度は、母親ではある程度普及が進んでいるとみなすことができる結果ですが、それでも決して十分な状況ではありません。また、必要に応じて育児休業を取得することや短時間勤務とすることが社会的に容認される状況とはなっていないことをうかがわせる回答結果です。特に父親については、制度自体は知られていても、それを利用できる社会条件が全く整っていないと言わざるを得ない回答結果となっています。

この問題は、一自治体のみで解決できる課題ではありませんが、地道に市内外の企業に働きかけていく必要があります。

(2) 次世代育成支援地域行動計画(後期計画)の進捗状況

① 次世代育成支援地域行動計画の構成（基本理念・基本目標・基本施策）

…子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき…

- 地域における子育ての支援
 - 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 - 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
 - 子育てを支援する生活環境の整備
 - 職業生活と家庭生活との両立の推進等
 - 子ども等の安全の確保
 - 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

地域みんなで子育てサポート

基本目標	基本施策
(1) 地域における子育ての支援	1 地域社会全体で子育て家庭を支援 <ul style="list-style-type: none"> ① 地域社会における支援 ② 行政による経済的な支援 2 多様なニーズに合わせた保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ① 多様な保育ニーズへの対応 ② 保育サービスの質の向上 ③ 放課後の児童の健全な育成 3 子どもに関する相談体制の充実
(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	1 安全な妊娠・出産への支援 <ul style="list-style-type: none"> 2 子どもと母親への健康支援 3 小児医療の充実
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 多様な体験機会の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 2 自立を促す企画・事業の充実 3 思春期の心と身体の健康づくり 4 魅力ある学校教育の推進
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	1 快適な生活空間の整備
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等	1 子育ての男女共同参画 <ul style="list-style-type: none"> 2 家庭生活と就労(ワーク・ライフ・バランス)の充実
(6) 子ども等の安全の確保	1 子どもを見守る地域の連携 <ul style="list-style-type: none"> 2 子どもの安心と安全の確保
(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進	1 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成 <ul style="list-style-type: none"> 2 育児不安の軽減と虐待等の予防 3 援助を要する家庭への支援 <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭への支援 ② 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援

② 次世代育成支援地域行動計画の保育サービスの目標事業量と達成状況

二本松市次世代育成支援地域行動計画は、平成 15 年に制定された次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定により、計画の策定及び実施状況の公表が義務付けられています。

全国で統一的に進捗管理を行う指定 10 事業（保育関連事業）の実施状況については、後期計画目標値（平成 26 年度）に対し、概ね順調な実施状況となっています。

		平成26年度 目標事業量	達成状況
認可保育所	3歳未満	301人	187人
	3歳以上	314人	257人
特定保育		将来に向けて検討	-
夜間保育 サービス	延長保育	7箇所	9箇所
	夜間保育	将来に向けて検討	-
	トワイライトステイ	将来に向けて検討	-
休日保育		将来に向けて検討	-
病児・病後児保育		1箇所	0箇所
ショートステイ事業		将来に向けて検討	-
放課後児童健全育成事業		11箇所、385人	12箇所404人
一時保育事業		4箇所	6箇所
地域子育て支援拠点事業		4箇所	5箇所
ファミリー・サポート・センター		1箇所	1箇所

また、二本松市次世代育成支援地域行動計画は、計画全体で 7 つの基本目標を掲げ、18 の基本施策、98 の事業を実施していますが、基本目標ごとの進捗は以下に示す状況となっています。

◇基本目標 1：地域における子育ての支援

地域社会全体で子育て家庭を支援することについては、ファミリーサポートセンターによる子育て支援事業や行政による経済的支援事業、保育関連事業や相談事業等で 28 の事業を実施していますが、保育所の受入人数等で目標人数を下回っている部分もありますが、平成 26 年 3 月現在で概ね達成された状況にあります。

◇基本目標 2：母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進については、安全な妊娠・出産への支援や子どもと母親への健康支援、小児医療の充実といった健康関連の 19 事業を実施していますが、各事業の目標は、平成 25 年度で 9 割程度が達成された状況となっています。

ただし小児医療の整備の点については、今以上の整備を求める声も多く、今後の課題としなければならない事項であるといえます。

◇基本目標 3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備については、多様な体験機会の拡充や自立を促す企画・事業の充実、思春期の心と身体の健康づくりや魅力ある学校教育の推進等、17 事業を掲げていました。

一部に途中で中止となった事業もありますが、それ以外の事業は全て目標とした事業目標を達成しています。

◇**基本目標4：子育てを支援する生活環境の整備**

子育てを支援する生活環境の整備については、快適な生活空間の整備に関わる5つの事業を実施し、全て当初の目標を達成しています。

◇**基本目標5：職業生活と家庭生活との両立の推進等**

職業生活と家庭生活との両立の推進等については、子育てへの男女共同参画や、家庭生活と就労生活におけるワーク・ライフ・バランスの充実に関する4つの事業を実施し、概ねの目標には達していますが、今後は、より具体的な成果が求められる分野でもあります。

◇**基本目標6：子ども等の安全の確保**

子ども等の安全の確保については、子どもを見守る地域の連携や子どもの安心と安全の確保に関わる7つの事業を実施し、概ね当初の目標を達成しています。

◇**基本目標7：要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進**

要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進については、子どもの権利を尊重する社会風土の醸成、子どもの安心と安全の確保、ひとり親家庭や障がいや発達に遅れのある子ども等、援助を要する家庭への支援に関連した16の事業を実施し、概ねその目標を達成しています。

第3章 計画の基本理念および施策体系

1 計画の基本理念

《二本松市 子ども・子育て支援事業計画 基本理念》

**子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき
笑顔をつなげよう にほんまつ**

基本目標1

- ・学校教育・保育の充実

基本目標2

- ・安心して子どもを産み育てられる環境の整備

基本目標3

- ・母性及び子どもの健康確保と増進

基本目標4

- ・子どもの安全確保と要保護児童等への支援の充実

本計画の前身に当たる、次世代育成支援地域行動計画（後期計画）では、基本理念として“子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 地域みんなで子育てサポート”を掲げていました。

その後5年間の歳月を経てきましたが、2011年3月11日、東日本大震災という大きな災害に遭遇しました。あれから4年の月日が経ちましたが、未だ復興は道半ばであり、解決すべき問題は山積しています。

震災以前から、全国的に少子高齢化の傾向は明らかでしたが、震災以降、東北各地の人口減少はより顕著なものとなっており、二本松市もまたその例外ではありません。総体的な人口減少は、少

子化及び高齢化にも拍車をかける傾向にあり、結果として、二本松市のみならず東北の各自治体は、わが国の自治体が抱えている多くの課題を先鋭的な形で表された状況にあります。

そして、そのような地域の将来を担っていくのが、今、生まれ、育ちつつある子どもたちであることはいうまでもありません。現在、市の子育て支援の現場で抱えている課題を多くの方々と共有し、未来への展望を見出していくためには、行政と市民との協働が不可欠なものとなります。

本計画は、この未来を担う子どもたち、そしてその子どもたちを地域全体で育んでいくための計画であり、その基本理念を「子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 笑顔をつなげよう にほんまつ」と定めます。

今、二本松市が、子どもも大人も地域で皆がつながり、支え合って、安心して子育てができ、笑顔が広がっていくことを願って「笑顔」という言葉に象徴させています。次世代計画の理念の根幹を継承しつつ、この地で生き、暮らすことで、自然と笑顔でつながっていけるような子育て環境の実現を目指していくための基本理念です。

明日を担う子どもたちが、心豊かで健康に、そしてこの地に生まれ育ったことに誇りを持って生きていくことができるよう、子どもたちの心身の健全な成長を地域の住民、地域社会、市全体で、全力で支えていきたいと考えています。

地域の人びとの温かいまなざしと支えあいの中で、子どもたちが輝きながら成長し、世代を超えたすべての人々とともに、未来に輝く「にほんまつ」を目指していきます。

2 基本目標

(1) 子ども・子育て支援の意義のポイント

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

(2) 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援法等に基づく新制度では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、乳幼児期の教育や保育の必要性（ニーズ）を、年度ごと、提供区域ごとに認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

■認定区分と提供施設

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となる子ども		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり (教育のニーズあり)	保育の必要性あり (教育のニーズなし)	保育の必要性あり
利用可能施設	認定こども園	○	○	○	○
	幼稚園	○	○*	×	×
	保育所	×	×	○	○
	地域型保育事業	×	△	△	○

*認定上は1号認定

■子ども・子育て支援新制度に基づく給付・事業の全体像

◇子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

○小規模保育

(定員は6人以上19人以下)

○家庭的保育

(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)

○居宅訪問型保育

(子どもの居宅等において保育を行う)

○事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う)

◇地域子ども・子育て支援事業(13事業)

- ①利用者支援に関する事業【新設】
- ②時間外保育事業
- ③放課後児童健全育成事業
- ④子育て短期支援事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥病児・病後児保育事業
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧一時預かり事業
- ⑨乳児家庭全戸訪問事業
- ⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑪妊婦健診
- ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】
- ⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】

これにより、給付に関して、都道府県が認可する認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。

また、これらの給付以外で国が定める「地域子ども・子育て支援事業」(13事業)についても、年度ごと、提供区域ごとに、量の見込に応じた確保の内容を計画に定めて、子育て支援を充実していきます。

次世代育成支援地域行動計画（後期計画）では、基本理念のもとに7つの基本目標を定めていましたが、本計画では、上記の点を踏まえて、新たな制度として、質の高い学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実が図られることになります。

そこで、本計画では、次世代計画では7つあった基本目標を4つに整理・統合して本計画の4本柱とともに、その下に20の基本施策を配置し、102の事業を実施していきます。

上記の「給付」や「地域・子ども・子育て支援事業」についても、この施策体系の中に組み込んで実施していくことになります。

基本目標1 学校教育・保育の充実

- ・時間外保育・一時保育等のサービスの拡充となお一層の周知を図る。
- ・学童期の児童に対し、地域との連携を図りながら様々な体験機会を提供する。
- ・学童保育所の整備拡充を図り、放課後安全に過ごせる場所の確保を図る。

乳幼児期の教育・保育活動の中心的な場となる、認定こども園、幼稚園、保育所におけるサービスの基盤整備に取り組み、量的な確保を図るとともに、質の向上に努めます。また、教育や保

育に対する多様なニーズに対応できるよう、時間外保育や一時預かり等のサービスも充実させていきます。

学童期の児童については、魅力ある学校教育を推進することにより、子どもたちが「確かな学力」を身に付け、豊かな心と、健康な身体を育んでいけるよう努めるとともに、地域や学校の連携を深め、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進します。

子どもたちの健やかな成長を育み、広く豊かな心や多様な経験を身につけ、豊富な教養や知性を培うため、様々な体験機会の提供や講座の開催、地域活動の場の提供を図るほか、地域の大人や高齢者などの多様な経験を有する人的資源を活かした全人的教育機会を充実させます。

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

- ・地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターをハブとした子育て相談・情報提供の充実を図る。
- ・仕事と子育ての両立支援、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を推進する。
- ・市の子育て支援事業及び子育て家庭が必要としている情報を提供するためのガイドブックを作成・配布する。
- ・地域全体で子育ての課題を共有し、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めるための事業を実施する。

地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターをハブとして、地域における子育て、結婚・妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援・相談・交流のネットワーク創出を目指します。

安心できる子どもたちの居場所づくりや、さまざまな体験機会を充実させるとともに、道路交通環境や住宅の整備、さらには、子どもを連れていても気軽に外出できるよう、地域の公共施設や街路空間のバリアフリー化を進めることで、親子が共に安心してのびのびと笑顔で過ごせる環境を整備し、子どもたちや子育て家庭に配慮したまちづくりを進めます。

私たちの生活の基盤は仕事にありますが、生の豊かさや幸せを感じるために「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が不可欠であり、夫婦ともに家事・育児にかかわるような多様な働き方が少子化の流れをかえることにもつながるため、その調和が重要な要件となります。

二本松市では、国・県や企業等と連携しながら、育児休業制度等の情報提供や普及促進に取り組むとともに、仕事と子育ての両立を支援し、男性を含めたすべての人が、仕事と日常生活にバランスのとれた多様な働き方が選択できるよう、固定的な性別役割分担意識などによる慣行の見直しなどを企業や社会へ働きかけることに努めます。

基本目標3 母性及び子どもの健康確保と増進

- ・子どもと親との情緒の安定及び健康が図られるための取り組みを実施する。

子どもや母親（父親）の心身の健康を確保するための支援として、母性へのいたわり、安全な妊娠・出産の確保と育児不安や負担の軽減、子どもの疾病の予防などを目的として、各種の健康相談や訪問指導の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援を推進していきます。さらに、小児医療体制の確保に努めます。

また、両親学級等の子育てに関わる教育や情報提供の機会等を充実し、妊娠に際して「健康で

安心できる出産」や夫婦で「楽しい子育て」を広めるとともに、教育・保育施設等での「食育」の推進や、小・中学生等の思春期保健対策を充実させます。

基本目標4 子どもの安全確保と要保護児童等への支援の充実

- ・関係機関と連携しながら、要保護児童の早期発見・対応による一人一人の状態に応じた、きめ細やかな支援・自立を促す取り組みを行う。

子どもの権利を尊重する社会風土を醸成するために、家庭、地域、教育・保育施設など関係機関が連携して支援体制の強化を図っていきます。

子どもたちが安全に育つことができるよう、子どもや保護者に対する事故や犯罪に対する情報提供や意識啓発に努めます。また、子どもが被害者となる事件等が増加しており、通学路や子どもの遊び場における安全を確保するため、地域ぐるみで子どもを犯罪や交通事故から守るために取組みを推進するとともに、警察署をはじめとする関係機関・団体の協力による防犯体制の強化に努めます。

その一方、社会の変化や格差の拡大に伴い、近年では家庭内での児童への虐待が広範化、深刻化しています。生を受けた家庭が安住の地でなくなる事態は、子どもにとって最もあってはならない不幸です。このような児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策等の充実は最も喫緊の課題とすべきことです。

また、障がいや発達の遅れがある子ども、ひとり親家庭の子ども等、それぞれの状況に応じた支援策を講じることで、支援が必要な子どもとその保護者が安心して生活できる環境づくりに努めます。

3 施策体系

《二本松市 子ども・子育て支援事業計画 基本理念》

子どもすくすく、家族にこにこ、地域いきいき 笑顔をつなげよう にほんまつ

基本目標	基本施策	新規	事業	計画区分
1 学校教育・保育の充実	(1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実	新規	1-1 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 1-2 保育所民営化 1-3 時間外(延長)保育事業 1-4 一時保育事業(幼稚園預かり保育を含む) 1-5 休日保育事業 1-6 公立保育所の整備 1-7 病児・病後児保育事業 1-8 地域と、認定こども園、幼稚園、保育所等の連携	子育て支援法 次世代育成法 子育て支援法 子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 子育て支援法 子育て支援法
	(2) 学童期を中心とする学校教育・保育の充実	新規	2-1 放課後児童健全育成事業(学童保育所) 2-2 「遊び」を通じた「生きる力」の推進 2-3 放課後子ども教室 2-4 教育内容の充実 2-5 教職員の資質向上 2-6 教育施設・設備の整備・充実	子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(3) 多様な体験機会の拡充		3-1 ブックスタート事業 3-2 高齢者ふれあい事業 3-3 地域育成会活動の推進	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(4) 自立を促すスポーツ・文化活動の充実		4-1 地域子ども文化活動の充実 4-2 スポーツ教室 4-3 スポーツ少年団	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(5) 思春期の心と身体の健康づくりの支援		5-1 地域と学校の連携 5-2 性に関する啓発等の推進 5-3 乳幼児とのふれあい体験学習の推進 5-4 人間尊重の精神を基盤とした教育	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法

基本目標	基本施策	新規	計画区分	
2 安心して子どもを産み育てられる環境の整備	(6) 地域社会による子育て支援の充実	新規 新規 新規 新規	6-1 結婚推進事業 6-2 地域子育て支援センター事業 6-3 子育てサークルの拡充 6-4 児童センター事業 6-5 ファミリー・サポート・センター事業 6-6 子育て短期支援事業 多様な主体が本制度に参入 6-7 することを促進するための事業 6-8 屋内遊び場の運営及び屋外公園の整備 6-9 児童福祉施設整備事業	次世代育成法 子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 子育て支援法 子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法
	(7) 子ども・子育てに関する相談体制の整備	新規	7-1 利用者支援事業 7-2 乳幼児健康相談(7か月児・1歳児・2歳児) 7-3 家庭児童相談室 7-4 教育委員会による教育相談業務 学校における教育相談の充実 7-6 子育て相談	子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(8) 子育てを見据えた快適な生活環境の整備	新規	8-1 道路環境や歩道の整備 8-2 通学路の安全の確保 8-3 定住化対策事業 8-4 生活空間の環境保全 8-5 公営住宅の整備	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(9) 子育てへの男女共同参画		9-1 男女共同参画についての啓発促進	次世代育成法
	(10) 家庭生活と就労(ワーク・ライフ・バランス)の充実		10-1 ワーク・ライフ・バランスの推進 10-2 男性の育児・介護休業制度の利用促進 10-3 企業内保育サービスの普及促進	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(11) 行政による経済的な子育て支援策の充実	新規 新規	11-1 出産祝金 11-2 児童手当 11-3 保育所保育料軽減 11-4 保育所・幼稚園保育料の助成 11-5 幼稚園就園奨励費補助 11-6 実費徴収に係る補足給付を行う事業 11-7 子ども医療費助成事業 11-8 就学援助 11-9 就学援助(遠距離通学費助成) 11-10 就学援助(高等学校通学費助成)	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法

基本目標	基本施策	新規	事業	枠内区分
3 母性及び子どもの健康確保と増進	(12) 安全な妊娠・出産への支援		12-1 母子健康手帳交付・妊婦健 康相談 12-2 妊婦一般健康診査・妊婦歯 科健康診査 12-3 母親教室(両親学級) 12-4 妊産婦・新生児訪問指導 12-5 不妊に悩む家族の支援 12-6 不育症支援 12-7 産婦1ヶ月健康診査	次世代育成法 子育て支援法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
		新規	13-1 乳児家庭全戸訪問事業(こ んにちは赤ちゃん事業)	子育て支援法
		新規	13-2 乳児健康診査(4か月児・10 か月児) 13-3 1歳6か月児健康診査 13-4 3歳児健康診査 13-5 乳幼児訪問指導 13-6 予防接種 13-7 養育支援訪問事業 13-8 出産・子育てに関する地域 情報の提供 13-9 食育の推進 13-10 子育てガイドブックの作成 13-11 ホームスタート事業	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(14) 小児医療の充実		14-1 休日診療事業の充実 14-2 安達地方病院群輪番制事業 14-3 総合医療情報システム事業	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法

基本目標	基本施策	新規	事業	計画区分
4 子どもの安全確保と要保護児童等への支援の充実	(15) 子どもの権利を尊重する社会風土の醸成		15-1 子どもの権利条約に関する啓発活動	次世代育成法
	(16) 子どもの安心と安全の確保		16-1 街頭補導活動 16-2 体験的な交通安全教育の整備 16-3 街路灯設置 16-4 広報・啓発	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(17) 子どもを見守る地域の連携		17-1 有害環境の浄化活動 17-2 地域安全パトロール隊	次世代育成法 次世代育成法
	(18) 育児不安や負担の軽減及び児童虐待等の予防と保護体制の整備		18-1 児童虐待防止ネットワークの整備 18-2 育児セミナー	次世代育成法 次世代育成法
	(19) ひとり親家庭への支援	新規	19-1 母子父子福祉資金貸付金 19-2 児童扶養手当 19-3 ひとり親家庭医療費助成制度 19-4 母子父子家庭自立支援給付事業	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法
	(20) 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援		20-1 居宅介護 20-2 児童発達支援、放課後等デイサービス 20-3 短期入所 20-4 相談支援事業 20-5 障害児福祉手当・特別児童扶養手当 20-6 障がい児教育の充実 20-7 日常生活用具給付・補装具費支給 20-8 移動支援事業 20-9 日中一時支援事業 20-10 発達障がい児における支援体制の構築	次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法 次世代育成法

第4章 計画の内容

1 教育・保育事業等の提供区域の設定

国の基本指針は、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること」⁵と規定しています。

また、「この場合において、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。一方、教育・保育提供区域は、2の（二）の（2）に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となること等から、法第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分（以下「認定区分」という。）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる。」とも規定しています。

二本松市においては、この区域設定について、市町村合併前の旧市町村（二本松、安達、岩代、東和）4地域を基本的な区域とする考え方が一般的ですが、今回策定する子ども・子育て支援事業計画では、計画で定めた目標事業量については設定した提供区域ごとに提供体制の確保方策を定めていく必要があるため、二本松市全域を一体の教育・保育提供区域及び地域子育て支援事業を通じて共通の区域として設定して、事業を実施していくこととします。

2 教育・保育事業等の見込み量の算出と確保の内容の決定方法

子ども・子育て支援法に基づく「給付」や「地域・子ども・子育て支援事業」については、平成25年度に実施したニーズ調査の結果に基づいて、平成27年度から平成31年度にかけての5ヶ年分の見込み量を算出しています。

また、その見込み量に対して、平成31年度までには全ての事業項目で見込み量が満たせるように、これまでの受入実績等を考慮して、確保の内容（目標事業量）を定めています。

⁵ 子ども・子育て支援法第60条第1項の規定に基づく基本指針（平成26年内閣府告示第159号）

3 【基本目標1】学校教育・保育の充実

(1) 乳幼児期における学校教育・保育の充実【基本施策1】

《課題と施策内容》

乳児期（おおむね満一歳に達するまでの時期）は、一般に、身近にいる特定の大人との愛着形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

乳児期に続く幼児期（小学校就学の始期に達するまでの時期）は、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを楽しみながら、成長に伴って人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大し、人間性や社会性の基盤を身に着けていく時期です。

このような乳幼児期の成長は、その後の人間としての生き方を大きく左右する大切なものです。乳幼児期の発達は、連続性を有するものですが、一人一人の個人差も大きく、発達に応じた適切な保護者との関わりや、質の高い教育・保育、その他子育て支援の安定的な提供が必要です。

二本松市では、認定こども園、保育所、幼稚園等の乳幼児期の教育・保育事業について、平成25年度に実施したニーズ調査の結果やこれまでの利用実績を基に算出した量の見込みに応じて体制を確保し、今後の各施設の定員数（目標事業量）を定め、ニーズに対応した整備を行っていくとともに、多様な教育・保育事業のニーズに対応できる体制を整えていきます。

■1-1 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

担当：子育て支援課、学校教育課

○平成25年度に実施したニーズ調査の結果を基に、以下に示す今後5年間の見込み量を算出し、見込みを満たすよう、教育・保育施設の定員数を確保していきます。

○幼保一体型施設については、現在市内で3箇所の認定こども園が運営されていますが、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、地域の理解を十分得たうえ、可能な地域から順次整備を検討するなど、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅の拡大に努めます。

○認可外施設の地域型保育事業所への移行を促し、保育の質の確保を図るとともに、3歳未満児の保育を提供する場の確保をしていきます。

○また、新たなカリキュラム等の策定や幼稚園・保育園間の教諭・保育士の交流の推進を図り、教育・保育の一体的な提供の推進を図るとともに、保育士の研修を充実させ質の確保に努めます。

○また、必要十分な教育・保育サービスの質を確保するため、保育士の待遇を改善するなど、保育士、確保に努めます。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

(単位:人)

	平成27年度(1年目)					平成28年度(3年目)					
	①量の見込み(必要利用定員総数)	②号認定		③号認定		①号認定	②号認定		③号認定		
		幼児期の学校教育の希望が高い	左記以外	0歳	1~2歳		幼児期の学校教育の希望が高い	左記以外	0歳	1~2歳	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	252	375	463	92	347	240	362	441	91	351
②確保の内容	確認を受けない幼稚園	132	375	409	60	196	120	362	434	73	212
	地域型保育事業	120	0	0	0	0	120	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	0	6	24	0	0	0	6	24
	計	252	375	467	79	284	240	362	467	89	288
②-①		0	0	4	▲13	▲63	0	0	26	▲2	▲63

	平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)					
	①量の見込み(必要利用定員総数)	②号認定		③号認定		①号認定	②号認定		③号認定		
		幼児期の学校教育の希望が高い	左記以外	0歳	1~2歳		幼児期の学校教育の希望が高い	左記以外	0歳	1~2歳	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	232	344	426	88	343	227	337	418	86	335
②確保の内容	確認を受けない幼稚園	112	344	434	73	276	107	337	434	73	276
	地域型保育事業	120	0	0	0	0	120	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	0	6	24	0	0	0	6	24
	計	232	344	467	89	352	227	337	467	89	352
②-①		0	0	41	1	9	0	0	49	3	17

	平成31年度(5年目)					
	①量の見込み(必要利用定員総数)	②号認定		③号認定		
		幼児期の学校教育の希望が高い	左記以外	0歳	1~2歳	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	228	336	419	84	327
②確保の内容	確認を受けない幼稚園	132	336	434	73	276
	地域型保育事業	120	0	0	0	0
	認可外保育施設等	0	0	33	10	52
	計	252	336	467	89	352
②-①		24	0	48	5	25

■1-2 保育所民営化

担当：子育て支援課

○より利用しやすく、より質の高い保育サービスを目指し、保育所民営化の可能性を検討します。

■1-3 時間外（延長）保育事業

担当：子育て支援課

- 通常の開所時間は7:00～18:00までですが、現在19:00まで延長しているほか、中里保育園で20:00まで受け入れており、見込み量に応じた定員数を確保していきます。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

時間外保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	285	279	270	264	261
	箇所数	8	8	8	8	8
②確保の内容	人	285	279	270	264	261
	箇所数	8	8	8	8	8
②-①	人	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

■1-4 一時保育事業（幼稚園の預かり保育を含む）

担当：子育て支援課

- 保護者の短時間就労や疾病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、通常保育の対象とならない児童を受け入れます。

- また、降園後家庭での保育が困難と認められる場合等、地域の実態や保護者の要請により、幼稚園終了後の預かり保育を見込みに応じた定員数を確保していきます。

- 現在公立・私立幼稚園や保育所、認定こども園等、合わせて14箇所の教育・保育施設で実施していますが、現在実施していない施設への拡充を行い、定員数を確保していきます。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

一時預かり他		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	87,873	84,609	81,189	79,686	79,342
	箇所数	14	14	14	14	14
②確保の内容	人日/年	71,004	75,000	80,000	80,000	80,000
	箇所数	14	17	17	17	17
②-①	人日/年	▲ 16,869	▲ 9,609	▲ 1,189	314	658
	箇所数	0	3	3	3	3

■1-5 休日保育事業

担当：子育て支援課

- 保護者が休日に就業等している場合、保育所で保育を行う事業ですが、現在二本松市では実施していません。ニーズ調査の結果、月に1～2回の利用希望を含めると2～4割の利用希望があることから、今後の需要を見据えて、対応を検討していきます。

■1-6 公立保育所の整備

担当：子育て支援課

- 既存保育所の老朽化や多様な需要に対応するため、教育・保育事業を一体的に行う認定こども園等、新たに子育て支援の拠点となる施設を整備していきます。

■1-7 病児・病後児保育事業

担当：子育て支援課

○現在、市内に該当施設はありませんが、今後の需要を見据えて、広域的な確保策も視野に入れた検討を行っていきます。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

病児・病後児保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
確保の内容	箇所数	0	1	1	1	1

■1-8 地域と、認定こども園・幼稚園・保育所等の連携

担当：子育て支援課

○地域や家庭と連携・協力を強め、開かれた認定こども園、幼稚園、保育所等を一層促進します。

(2)学童期を中心とする学校教育・保育の充実[基本施策2]

《課題と施策内容》

小学校就学後の学童期は、心身の成長が著しく、自立意識や他者理解等の発達が進み、より広い社会への適応能力を獲得していく時期です。

この時期には学校教育とともに、遊戯やレクリエーション、スポーツや芸術活動等を含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが求められています。

二本松市の学校教育においては、子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、めまぐるしい時代の変化に対応できる多様で質の高い魅力あふれる教育環境を整えるとともに、課外の活動についても、地域内で子どもたちが異学年を含む集団での遊びや活動等を通じて交流を一層深めるために、フレンドクラブなどを実施してきました。

今後も学校における教育環境の整備を中心として、地域における様々な交流や学習の機会を提供していくとともに、「放課後こども総合プラン」を踏まえ、放課後の子どもの居場所づくりについて学童保育、放課後子ども教室等の充実にも努めていきます。

■2-1 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

担当：子育て支援課

- 保護者が就業等により昼間家庭にいない小学校6年生までの児童を対象に、適切な遊びと生活の場を与え、健全な育成を図ります。
- 平成27年度から小学校6年生までの学童の受け入れをスタートします。
- 「放課後こども総合プラン」を踏まえ積極的に余裕教室等の活用を推進します。
- 一の支援の単位を構成する児童の数を、概ね40人以下とし、適正規模となるよう学校の余裕教室等を活用し整備を図ります。
- 地域のお年寄等や団体との交流を図り、地域全体で子どもの健全育成を図る取り組みを進めます。
- 学童でのゲーム等が課題となる中、小学校との連携・情報交換等による課題の共有を図るため、運営協議会を設置し、子どもの健全育成を目指します。
- 学童保育支援員相互の情報交換等により課題を共有するとともに改善を図る取り組みを行い、支援員の負担軽減を図ります。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

放課後児童健全育成事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	526	496	476	454	427
	箇所数	13	13	13	13	13
②確保の内容	人日	645	645	645	645	645
	箇所数	14	15	15	15	15
②-①	人日	119	149	169	191	218
	箇所数	1	2	2	2	2

■2-2 「遊び」を通じた「生きる力」の推進

担当：子育て支援課

- 児童に健全な遊びを提供し、児童の情操及び健康の増進を図ることを目的として、児童厚生員が中心となり児童館等において小学生を対象とした事業を実施します。

■2-3 放課後子ども教室

担当：生涯学習課

- 放課後や週末に、異学年間の交流と様々な体験活動や地域住民との交流活動を通じて、心豊かにたくましく自信と意欲をもって生きることができる子どもが育つよう、放課後子ども教室を開催します。

- 「放課後子ども総合プラン」を踏まえ、目標事業量を設定します。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

放課後子ども教室		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
確保の内容	箇所数	2	3	4	4	5

※現在2箇所 平成31年度までに5箇所を目標値として設定します。

放課後子ども教室と学童保育所との一体的運営		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
確保の内容	箇所数	0	1	1	2	2

※平成31年度までに2箇所を目標値として設定します。

■2-4 教育内容の充実

担当：学校教育課

- 一人一人の児童の実態に応じた指導の充実に努め、算数科目を中心とした基礎的・基本的な内容の定着を図る学力向上の取り組みを進めます。

■2-5 教職員の資質向上

担当：学校教育課

- 教職員の実践的指導力の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。

■2-6 教育施設・設備の整備・充実

担当：教育総務課

- 充実した教育活動が展開できるよう施設・設備の整備・充実に努めます。また、障がい児が安心して教育を受けることができるよう、必要に応じて施設のバリアフリー化等の整備に努めます。

(3) 多様な体験機会の拡充[基本施策3]

《課題と施策内容》

子どもたちは、様々な体験を通じて成長していきます。子どもの時の体験を通じて得た深い印象は、しばしば、その後の人格の幅や個性を決定づけてしまうものであり、子どもの時に何をどのように体験できるかということは、その意味で重要です。

しかし、家庭や地域を取り巻く環境の変化、子どもに関わる人々の意識の変化とともに、核家族化の進行や生活様式の変化などが加わって、子どもたちの育つ環境は大きく変わりつつあり、そこで得られる体験も一世代前のそれと比べると大きな変化を蒙っています。また、東日本大震災の被災による影響も考慮していくかなければならないでしょう。

物質的には恵まれている一方、社会常識や他人を思いやる心が欠如し、集団や組織になじめず、人間関係をつくり上げていくのが苦手な子どもが増え、一般社会に溶け込めずに引きこもったり、突然、感情のコントロールができなくなったり、自己中心的な子どもが目立つようになっています。

また、自然の中での体験や家族と過ごす機会が減り、子ども同士が集団で過ごす機会も少なくなってきていることが指摘されています。

周囲の人や自然との関わりの中で、自我を形成して他人を思いやる心を育んできた環境づくりの再構築が求められています。

二本松市では、子どもたちが一人の人間として、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいくためには、多様な人々との関わりの中で遊び、学び、生活していくことが大切だと考え、高齢者や障がい児等、多様な人々とふれあう機会を充実させていくとともに、彼らとともに生きしていく共生感を育んでいきます。

■3-1 ブックスタート事業

担当：子育て支援課、生涯学習課

○すべての赤ちゃんが情操豊かで健やかに成長することを目的として、絵本をとおして親と子がふれあうきっかけづくりをします。また、ボランティアの育成を行うとともに、図書館の絵本を充実させます。

■3-2 高齢者ふれあい事業

担当：子育て支援課

○多様な経験を有する高齢者と子どもが各種行事を通じてふれあうことで、児童の健全育成と福祉の心を醸成していきます。

■3-3 地域育成会活動の推進

担当：学校教育課、生涯学習課

○地域育成会や青少年育成市民会議などを通し、子どもたちのふれあいを促進する活動の展開を図ります。

(4) 自立を促すスポーツ・文化活動の充実[基本施策4]

《課題と施策内容》

スポーツや文化に関わる活動は、必ずしも学校の授業のみで完結できるものではありません。そして、学童期に地域のスポーツや文化活動に参加することは、地域への帰属意識や郷土愛を育んでいくものです。

同時に、スポーツや文化を通して、集団でのさまざまな行動や活動に関わることにより、子どもたちは、広く他者の存在を認識し、考え、体験することになるとともに、努力することや他者と協力することの大切さを知ることになります。そのような場を得ることは、個々人の自立を促す貴重な学習機会を得ることにつながっているということもできます。

二本松市では、このような体験の場として、子どもたちが主体となって参加し、行動できるようなスポーツや文化活動の機会を提供していきます。

■4-1 地域子ども文化活動の充実

担当：学校教育課、生涯学習課、文化課

- 文化センターや歴史資料館、コンサートホール、市民交流センター等を拠点に、本市の歴史や文化にふれたり、子ども自身が創作活動等を行う場を設け、子どもの文化活動や鑑賞の機会を充実します。
- 地域の伝統文化継承活動（お祭り等）を体験することにより、古くからの伝統とそこに参加する人間関係等を理解し、子ども達の健全な育成を図ります。
- 公民館活動として、あだち地域こども教室やとうわどんぐり教室等、多様な体験学習機会を提供します。

■4-2 スポーツ教室

担当：生涯学習課

- 各地域のスポーツクラブで行う教室活動に対し、二本松市スポーツ推進委員を活用して支援を行います。

■4-3 スポーツ少年団

担当：生涯学習課

- 各種スポーツ競技（球技・武道等）を実施するスポーツ少年団に対して、その活動費を助成します。

(5) 思春期の心と身体の健康づくりの支援[基本施策5]

《課題と施策内容》

思春期は、心身ともに大きな変化を迎え、さまざまな心の問題を抱えやすい時期です。不登校や引きこもり、摂食障がい、性行動の低年齢化による性感染症の罹患、喫煙や飲酒などの問題行動の増加が指摘されています。

これに対して学校教育では、体育や学級活動、総合的な学習の時間で健康な身体づくりについての学習を行い、子ども自らの健康を自らが考えることができるよう取り組んでいます。

また、思春期の心と身体の発達に関する正しい知識を学ぶ健康教育を行うとともに、家庭においても健康の向上に繋がるよう、保護者に対し学習の機会を提供していきます。

思春期の子どもに対する正しい知識の普及と啓発を行い、心の健康を図るとともに、保健や医療、福祉、教育の連携を一層強化し、家庭や学校、地域における支援体制を構築していきます。

■5-1 地域と学校の連携

担当：生涯学習課

- 地域の公民館・P T A・学校等が連携し、子育てのあり方について学習します。

■5-2 性に関する啓発等の推進

担当：学校教育課 健康増進課

- 性に関する諸問題が低年齢化しているため、性感染症、避妊、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等一層の啓発に努めます。

■5-3 乳幼児とのふれあい体験学習の推進

担当：学校教育課

- 保育所や幼稚園、認定こども園等において、思春期の男女を対象とした乳幼児とのふれあい体験学習を推進します。

■5-4 人間尊重の精神を基盤とした教育

担当：学校教育課

- 人間尊重の精神を基盤として、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する科学的知識の理解と認識を深めるための教育・指導に努めます。また、児童・生徒が健全な異性観をもち、これに基づいた望ましい行動が取れるよう、学校生活や教科学習を通じて指導を充実させます。

4 【基本目標2】安心して子どもを産み育てられる環境の整備

(1) 地域社会による子育て支援の充実〔基本施策6〕

《課題と施策内容》

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てを行っている人々が少なくありません。また、少子化や核家族化の進行を背景として、子育て家庭における保護者の孤立や育児負担によるストレスの増大が懸念されています。

さらに、子育てに専念する専業主婦などの育児不安も指摘されており、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待の発生も増加傾向にあります。共働き家庭のみならず、すべての子育て家庭を対象とする支援の拡充が求められています。

このような家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるようにしていくためには、子どもの育ちや子育てを、地域社会全体で支援していくことが必要です。

二本松市では、地域子育て支援センターや児童センターの活動、あるいはファミリー・サポート・センター事業のサポート等を通じて、子育ての入り口となる結婚の支援から、子育ての過程で生じる様々な問題を地域でフォローできるよう、様々な支援を行ってきました。

今後も地域のNPOや専門機関等と連携して、このような子育てネットワークの充実を図っていくとともに、より実効的な支援を行っていきます。

■6-1 結婚推進事業

担当：子育て支援課

- 希望してもなかなか結婚機会に恵まれない人のために、結婚相談や情報提供、出会いの場の設定等、晩婚化・未婚化に対する支援を行います。

■6-2 地域子育て支援センター事業

担当：子育て支援課

- 地域のすべての乳幼児について、相談・指導等を積極的に行うことにより、孤立しがちな子育てを地域で支える中核的な事業を行います。
- 各地域にある子育て支援センターの相談機能を充実させ、保育サービス、子育て支援サービス等の情報提供に努めます。
- ファミリーサポートセンター、子育てサークル等と連携し子育てボランティアを育成する等、子育て支援ネットワークの充実を図ります。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人回/月	1,132	1,134	1,106	1,080	1,052
	箇所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	人回/月	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	人回/月	1,468	1,466	1,494	1,520	1,548
	箇所数	0	0	0	0	0

■6-3 子育てサークルの拡充

担当：子育て支援課

- 乳幼児をもつ親同士が自由に交流する場として、子育てサークル活動の拡充を図るとともに、情報提供・ボランティアの育成・ネットワークづくりを進めます。

■6-4 児童センター事業

担当：子育て支援課

- 子どもが安心して遊ぶことができる活動の場として児童厚生員を配置し、健全で楽しい遊びを提供し、異年齢児童の交流等を図れるよう事業の充実に努めます。

■6-5 ファミリー・サポート・センター事業

担当：子育て支援課

- 子育て支援グループが運営する、ファミリー・サポート・センター事業との連携並びに活動の支援を行います。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

ファミリーサポートセンター事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/週	29	28	27	26	24
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/週	140	140	140	140	140
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	人日/週	111	112	113	114	116
	箇所数	0	0	0	0	0

■6-6 子育て短期支援事業

担当：子育て支援課

- 現在、市内に該当施設はなく、当面は実施予定もありませんが、今後の需要を見据えて、広域的な確保策も視野に入れた検討を行います。また、里親制度等の活用による個別支援の検討をする。

⇒見込みと確保の内容

子育て短期支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
確保の内容	箇所数	0	1	1	1	1

■6-7 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

担当：子育て支援課、学校教育課

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進していきます。

■6-8 屋内遊び場の運営及び屋外公園の活用

担当：子育て支援課 都市計画課

- 遊具等を活用した体力向上を目指し子どもが安心して遊ぶことができる、屋内遊び場の運営や屋外公園の活用について計画的に事業を推進します。

■6-9 児童福祉施設等整備事業

担当：子育て支援課

- 地域の幼児教育・保育や学童保育、子育て支援に対する様々なニーズに対応し、子育て支援の充実・拡大を図るため、必要に応じ複合的な児童福祉施設等の整備を推進します。

(2) 子ども・子育てに関する相談体制の整備[基本施策7]

《課題と施策内容》

子ども・子育て支援においては「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとともに、子育ての主体的担い手である保護者も、日々成長していく子どもの姿に喜びを見出し、親も親として成長できる状態が望ましいものといえます。

子育てへの支援は、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、子どもの成長に喜びや生きがいを見出せるような支援をしていくことです。

したがって、子ども・子育てに関する相談窓口は、そのような支援体制の入口となるものであり、さまざまな問題を抱える子どもや保護者に対して、広く門戸を開くとともに、集約的なサービス提供窓口となり、相談する側にとってのワンストップ・サービスが実現されることが最も望ましい状態であるといえます。

二本松市では、これまで学校や教育委員会、家庭児童相談室で、電話や面談による支援、指導や各種相談事業を行ってきました。学校では、子どもたちへの声かけや対話を通じた支援を行っているほか、家庭児童相談室では、必要に応じて専門機関の紹介や児童福祉施設への入所相談を行うなど、問題解決に努めています。

今後は、利用者支援事業のもとに基本的な総合相談窓口を設置して、利用者が適切な行政サービスを享受できるような案内体制を整えていくとともに、乳幼児健康相談、学校や教育委員会における相談、家庭児童相談室における相談等も横の連携を密にして、一体的なサービス提供に努めます。

■7-1 利用者支援事業

担当：子育て支援課、学校教育課

○子ども・子育てに関する総合相談窓口を設置し、利用者が適切な行政サービスを享受できるような案内体制を整備します。

⇒見込みと確保の内容

利用者支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
確保の内容	箇所数	0	0	1	1	1

■7-2 乳幼児健康相談（7か月児・1歳児・2歳児）

担当：健康増進課

○子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。

■7-3 家庭児童相談室

担当：子育て支援課

○子どもの教育、健全な人間関係等についての相談・指導を行い、子どもや家庭の福祉の向上に努めます。また、相談内容が複雑・多様化する状況に対応できるよう民生委員・主任児童委員・児童相談所など関係機関との連携を強化し、活動の充実を図ります。

■7-4 教育委員会による教育相談業務

担当：学校教育課

- 電話や学校、教育委員会において、随時相談を受け付けます。

■7-5 学校における教育相談の充実

担当：学校教育課

- いじめや不登校等で悩む生徒のために、各中学校において専門家によるカウンセリングを実施します。
- 幼児・児童・生徒・保護者の悩みや、いじめ、不登校等の問題に対して相談に応じ、心の健康維持・増進に努めます。
- 各学校では、子育てで気になることや、子どもが学校に行きたがらなかったり、友だちのことなどで困っていたりするなどの悩みに対して、保護者を対象に教育相談を実施します。

■7-6 子育て相談

担当：健康増進課、子育て支援課

- 保健センターでは、電話・来所による相談を随時受け付けているほか、必要により栄養士・歯科衛生士等による相談も実施します。
- チャットの会では、育児に不安をもつ親同士が話し合い、不安を軽減し、育児を前向きにとらえることができるよう支援します。
- 家庭児童相談室では、親と子の電話相談を実施し子どもや家庭の悩みについて相談を受け付けます。

(3) 子育てを見据えた快適な生活環境の整備〔基本施策8〕

《課題と施策内容》

公共施設の中には、授乳やおむつ替えを行う場所がないなど、乳幼児連れでの利用が困難な場所があります。また、道路や歩道でも子ども連れの通行に危険なところなどがあり、子ども連れや高齢者をはじめ、すべての人にやさしいまちづくりが必要です。

安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備し、乳幼児から高齢者まで快適な暮らしができるように、やさしいまちづくりを推進します。

■8-1 道路環境や歩道の整備

担当：都市計画課、道路維持課、土木課

○子どもやベビーカーに配慮した段差の低い歩道の整備、信号機・ガードレールなど交通安全施設の整備とともに、車両通行規制など、子どもが安心して通行できる道路環境の整備に努めます。

■8-2 通学路の安全の確保

担当：道路維持課、学校教育課

○ガードレールの設置やスクールゾーンの設置など通学路の整備に努めます。

■8-3 定住化対策事業

担当：企画財政課

○新婚世帯への家賃補助等を通して、市外からの転入者の増加を目指します。

■8-4 生活空間の環境保全

担当：生活環境課

○水や大気、土壤等の汚染を防ぎ、子どもや親子が安心して遊び、健康に過ごせるよう環境の保全に努めます。

■8-5 公営住宅の整備

担当：建築住宅課

○公営住宅について、安心して子育てができる快適な住宅の整備を目指します。

(4) 子育てへの男女共同参画[基本施策9]

《課題と施策内容》

核家族化と女性の社会進出が進む現在、二本松市においても共働き家庭は増加傾向にあります。子育てに関する負担の多くは女性が負っている現状にあり、性別による固定的な役割や分担意識を見直し、家事や子育てへの男女共同参画を促進するため、広報・啓発活動を推進します。

仕事や家庭において男女が協働して子育てを行うことは今や必須であり、特に男性側の意識改革が課題となっています。職場における父親教室の開催や男性の育児休業制度等の促進を事業主に対し積極的に取り組んでいくよう要請していきます。

子育て中の母親を取り巻く課題のひとつとして、多くの父親が仕事中心の生活を送ることにより、家族と食事をともにする機会が少なく、このような状況が、子育て中の母親の負担感や孤立感を昂進させる一因となっています。

男女がともに家庭での役割を担うことへ向けた意識改革を図るとともに、すべての人が家庭と仕事のバランスがとれ、生活に応じた働き方が選択できる社会を構築する必要があります。経済情勢が厳しい中、これらの改善に向けて男女共同参画基本計画に基づき、労働者や事業主、地域住民等、社会全体の意識改革が必要であり、啓発や情報の提供について関係団体と連携を図りながら推進していきます。

■9-1 男女共同参画についての啓発促進

担当：企画財政課

- 男女共同参画を推進するための啓発を行います。
- 男女がともに仕事と家事・育児・介護等の家庭生活との均衡（ワーク・ライフ・バランス）を図るために、職場における雇用環境の改善が必要であることから、事業所等に対する啓発を行います。

(5)家庭生活と就労(ワーク・ライフ・バランス)の充実[基本施策10]

《課題と施策内容》

ワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりが、やりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択・実現できることを意味しています。そしてわたしたちは、個々人がワーク・ライフ・バランスを追求して生きていくことができる社会体制を構築していかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、企業のみならず、個々人の意識改革が不可避であり、二本松市では、今後も企業や職場等に対する広報や啓発を行い、勤務時間の短縮、有給休暇の取得促進等の勤務体制の改善や、男性・女性関係なく育児休業を取得しやすい職場の雰囲気づくりやなどに努めています。

また、働く女性にとっては仕事と子育ての両立は大きな問題であることから、次代の親が安心して結婚し、子どもを産み育てることができるよう、仕事と家庭の両立支援を行っていきます。

■10-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

担当：子育て支援課、企画財政課、商工課

- 福島県男女共生センター等関係機関との連携を図りながら、個々の働き方や家庭生活・地域生活の見直し等についての普及・啓発を図っていきます。
- 県で行っている「次世代育成支援企業認証制度」の積極活用や「ワーク・ライフ・バランス大賞表彰」などについての広報・啓発を図っていきます。
- 優良企業の情報収集や広報・啓発に努めています。

■10-2 男性の育児・介護休業制度の利用促進

担当：子育て支援課、商工課、人事行政課

- 各事業所（市役所含）に育児・介護休業制度の普及を図り、男性も取得しやすい環境の整備を図るよう要請していきます。

■10-3 企業内保育サービスの普及促進

担当：子育て支援課、商工課

- 女性の就労の機会を大きく改善する企業内保育サービスの実施を、事業主に要請していきます。

(6) 行政による経済的な子育て支援策の充実[基本施策11]

《課題と施策内容》

東日本大震災を経て、東北地方の地域経済はより深刻な段階に達しています。現在は復興予算の投入等により、急場をしのいでいる状態にありますが、地域経済の復興は未だ道半ばであり、本格的な復興は今後の大きな課題となっています。

そのような中、家計に占める子育ての経済的負担は重みを増しています。

二本松市では、児童手当の支給や乳幼児医療費・小学生医療費の助成、保育所利用料の所得に応じた軽減等をはじめ各種の制度を実施していますが、今後とも子育て家庭への経済的支援を推進していくとともに、国や県の制度の拡充などを要望していきます。

■11-1 出産祝金

担当：子育て支援課

○出産を祝うとともに子育てを支援するために祝い金を支給します。支給内容については、（安達地域を除いて）支給額の半額を地域商品券で支給していきます。

■11-2 児童手当

担当：子育て支援課

○家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成・資質の向上を目的として、国の制度に基づき保護者に支給します。

■11-3 保育所保育料軽減

担当：子育て支援課

○子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国の徴収金基準額より低額（基準額の80%）に設定します。

■11-4 保育所・幼稚園保育料の助成

担当：子育て支援課

○さらなる子育て支援対策として、保育所・幼稚園保育料の一部を助成します。

■11-5 幼稚園就園奨励費補助

担当：子育て支援課

○幼稚園児の保護者の経済的負担の軽減を図るため、入園料・保育料の一部を助成します。

■11-6 実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当：子育て支援課、学校教育課

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業ですが、今後、必要に応じて実施を検討していきます。

■11-7 子ども医療費助成事業

担当：国民年金課

- 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方の医療費を助成することにより保護者の負担を軽減し、健全な育成と福祉の増進を図ります。

■11-8 就学援助

担当：学校教育課

- 学校教育法第19条に基づき、経済的理由により就学困難と認められる小学校及び中学校に在籍する児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を行います。

■11-9 就学援助（遠距離通学費助成）

担当：教育総務課

- 小・中学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。

■11-10 就学援助（高等学校通学費助成）

担当：教育総務課

- 高等学校の遠距離通学者に対し、通学費を助成します。

5 【基本目標3】母性及び子どもの健康確保と増進

(1) 安全な妊娠・出産への支援[基本施策12]

《課題と施策内容》

妊婦が心身ともに健康で安心して出産を行えるよう、母子の健康を管理するために母子健康手帳を交付し、交付時に保健師が面接指導を実施しています。

また、妊娠・出産・育児は不安や悩みを抱えやすい時期でもあることから、不安の軽減を図る心のケアが必要です。

二本松市では、子育ての知識や心構えなどを学ぶ機会として母親教室や両親学級を実施していましたが、今後も親になるための準備として子育てについて学ぶ機会を充実していきます。加えて、妊娠中の飲酒・喫煙等は胎児の発育に影響を及ぼすため、本人、家族への意識を高める教育が必要です。

一方、子どもが欲しいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれず不妊治療を受ける夫婦も増えています。このような人たちに対して、相談や情報提供などを行っていますが、今後もより一層支援していきます。

■12-1 母子健康手帳交付・妊婦健康相談

担当：健康増進課

- 母子健康手帳交付時に、保健師が妊婦に対して安心して妊娠期を過ごすための面接指導を実施します。

■12-2 妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査

担当：健康増進課

- 血液型不適合妊婦の抗Dヒト免疫グロブリン接種補助を実施します。
- 妊婦健康診査は、妊娠全期で15回分、歯科は1回分の費用を助成します。
- 口腔内を通して生活状況を確認し、改善に向けて支援します。
- 生まれてくる子どもの口の発達の支援と情報提供を行います。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

妊婦健診事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	400	400	400	400	400
②確保の内容	人日/年	400	400	400	400	400
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

■12-3 母親教室（両親学級）

担当：健康増進課

- 妊娠中、安心して出産・育児ができるよう、妊婦に対し教室を開催します。
- 親となる夫婦に対し、安心して妊娠・出産ができるよう、両親学級を開催します。
- 親となる夫婦、子育て中の親、祖父母等子育てに関心のある方を対象に、安心して子育てができるように両親・祖父母学級を開催します。

■12-4 妊産婦・新生児訪問指導

担当：健康増進課

- ハイリスク妊産婦や援助が必要と思われる新生児を対象に、発育・栄養・子育て・生活環境・疾病予防等に対する援助を行うため、訪問指導を実施します。

■12-5 不妊に悩む家族の支援

担当：健康増進課

- 不妊に悩む家族に対する相談・情報提供・精神的ケア等を推進します。
- 保険診療の適応とならない体外受精、顕微授精に係る費用補助を行うとともに、不妊に関する啓発・相談などを実施します。

■12-6 不育症支援

担当：健康増進課

- 妊娠しても流産してしまう女性への支援を行います。

■12-7 産婦1ヶ月健診

担当：健康増進課

- 出産後の産婦の1ヶ月健康診査の費用を助成します。

(2) 子どもと母親への健康支援[基本施策13]

《課題と施策内容》

健康はその人の一生の財産です。年齢を重ねてから健康づくりに取り組むより、子どもの頃からの健康的な生活習慣を身につける方が、より効果的な健康保持へつながります。

乳幼児期に確立された生活のリズムは、健康に大きく影響するとともに、その後の生涯にわたる生活習慣の基盤となるため、乳幼児期から健康的な生活習慣を身に付けていくことが大切です。

しかし、近年の社会環境や生活様式の変化により、小さいうちから生活習慣が乱れている子どもが数多くみられるようになっています。特に、親の生活習慣が子どもの生活習慣に影響することから、親自身の健康づくりに対する働きかけも必要です。

子どもが健やかに成長するためには、心の健康づくりに加え、疾病の予防、生涯にわたる健康的な生活習慣の確立、不慮の事故防止、親の健康づくりなどへの支援が重要です。

疾病等の予防対策として、望ましい食習慣や正しい生活リズムを確立するため、乳幼児期から始める生活習慣病の予防対策を充実させるとともに、食育の推進、子どもの事故防止や応急処置等の普及や啓発の強化を図っていきます。

■13-1 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

担当：健康増進課 子育て支援課

○すべての子どもが健やかに育ち、親子が安心して暮すことができるよう、子どもが生まれた家庭に保健師等が家庭訪問を行い、子どもの発育や健康、子育てに関するアドバイス、虐待予防を行います。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	400	400	400	400	400
②確保の内容	人日/年	400	400	400	400	400
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

■13-2 乳児健康診査（4か月児・10か月児）

担当：健康増進課

○健やかな乳児期を送れるように、医師等による健康診査を行います。

■13-3 1歳6か月児健康診査

担当：健康増進課

○子どもの発育・発達の状況を確認するとともに、育児に対する不安を抱えた母親への育児支援を実施します。

■13-4 3歳児健康診査

担当：健康増進課

○人間形成にも大切な時期であり、就学前の最後の健診として、総合的な健診を実施します。また、しつけや子育て等に関する支援を行います。

■13-5 乳幼児訪問指導

担当：健康増進課

- 必要に応じて、健康に心配のある乳幼児に対し随時保健師が家庭訪問し、相談に応じます。

■13-6 予防接種

担当：健康増進課

- 乳幼児等を感染症から予防するため、予防接種法による予防接種等を実施します。

■13-7 養育支援訪問事業

担当：子育て支援課、健康増進課

- 乳児家庭全戸訪問事業その他により、養育支援が必要と判断された児童及びその保護者等に対して、相談、指導、助言その他必要な支援を行います。

⇒見込みと確保の内容（目標事業量）

養育支援訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	40	40	40	40	40
②確保の内容	人日/年	40	40	40	40	40
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

■13-8 出産・子育てに関する地域情報の提供

担当：健康増進課 子育て支援課

- 保育所や医療機関、遊び場や子育てサークルなど地域における出産・子育てに関する情報を掲載したパンフレット等を作成し、必要な情報を必要とする人にきめ細かく提供していきます。

■13-9 食育の推進

担当：教育総務課、健康増進課

- 乳幼児、児童・生徒の健全な育成を図るため、食育を推進します。

- 「早寝・早起き・朝ごはん」運動を進めます。

■13-10 子育てガイドブックの作成

担当：子育て支援課

- 児童福祉・母子保健・医療、その他子育てに関するさまざまな分野の情報をわかりやすくまとめたガイドブックを年刊化し、Web配信等も活用して、子育て家庭にやさしい情報の提供を進めます。

■13-11 ホームスタート事業

担当：子育て支援課 健康増進課

- 乳児家庭全戸訪問事業などにより、養育支援訪問までは必要でない、気になる親子や、支援が届いていない家庭に対して、ボランティアが訪問し相談などの支援を行います。

(3) 小児医療の充実[基本施策14]

《課題と施策内容》

最近の小児医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、二本松市も例外ではありません。特に、震災以後の人口減少に伴い、深刻な医師不足が各地で顕在化しつつあります。

小児医療機関は、単に疾病の診断や治療だけでなく、発達障がい等の早期発見のため、子ども の発育や発達を評価して育児に関する相談を受けるとともに、新型インフルエンザ等の新しい感染症に対処するため、予防接種を行うなど幅広い対応が求められます。

小児救急医療については、24時間・365日の対応が求められていることから、休日における受け入れ体制の充実と、夜間に重症患者を受け入れる医療体制の整備を行う必要があります。夜間救急の対応については、市内の医療機関のほか、県北地域救急医療対策協議会等の関係団体に働きかけながら体制の構築に努めています。また、日曜日や祝日等に地域の小児科医等の医療機関が当番で診療にあたる事業を実施します。

心身の障がいが疑われる子どもを支援するためには、各関係機関が連携を深め、障がいの早期診断と療育システムの充実が不可欠となるほか、その家庭に対する相談体制や支援体制の充実も必要となります。

さらに、治療が長期にわたる小児慢性特定疾患とその家族が安心して療養生活が続けられるよう、医療費などの経済的支援を行うとともに、相談窓口の設置や訪問指導の実施など保健福祉サービスの充実に努めます。

子育てしやすい環境を整備するため、いつでも安心して質の高い医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図っていきます。

■14-1 休日診療事業の充実

担当：健康増進課

○日曜日・祝日・年末年始も受け入れし、救急患者に対応します。当番日には、できるだけ小児科標榜の医療機関が当番にあたるよう努めます。

■14-2 安達地方病院群輪番制事業

担当：健康増進課

○夜間の救急患者や重症患者に対し、安達地方の医療機関において当番制で医療サービスを行います。

■14-3 総合医療情報システム事業

担当：健康増進課

○休日・夜間における救急患者や重症患者が緊急の治療を要する場合、県の総合医療システムを活用し、適時・適切な医療機関へ搬送する医療サービスを行います。

6 【基本目標4】子どもの安全確保と要保護児童等への支援の充実

(1)子どもの権利を尊重する社会風土の醸成[基本施策15]

《課題と施策内容》

「子どもの権利条約」は、18歳未満のすべての人の基本的人権の尊重を促進することを目的に1989年（平成元年）に国連で採択され、日本も1994年（平成6年）4月に批准しました。この条約では、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を定め、子どもの最善の利益の確保を目指すものです。

言い換えると、子どもに関することはあくまでも子どもの視点に立って考え、子どもにとって最も良いものを決定することが大人の義務として謳われています。しかし、世界的にみると、貧困や飢餓、武力紛争、また、人身売買や性的搾取などが後を断ちません。わが国においても、虐待やいじめ、不登校、援助交際や児童の性を表現したものなど、子どもたちを取り巻く環境は過去に比べ、より一層深刻化しているのが実情です。

二本松市でも「子どもの権利条約」の普及・啓発を推進するとともに、子どもの人権が尊重される社会風土を醸成していくことが必要であり、子どもの視点に立って、「子どもの最善の利益」を確保していくことが求められています。

子どもの権利擁護のシステムを確立し、豊かな自然と文化の中でのびのびと生活し、その個性が大切にされる地域社会の実現に取り組んでいきます。

■15-1 子どもの権利条約に関する啓発活動

担当：子育て支援課

○「子どもの権利条約」をふまえ、子どもの人権が尊重されるまちづくりを目指して広報・啓発に努めます。

○CAP（子どもへの暴力防止プログラム）によるセミナーを開催し、子どもの人権尊重に対する理解を深めるとともに、子どもへの暴力のない社会づくりを進めます。

(2)子どもの安心と安全の確保[基本施策16]

《課題と施策内容》

マスコミの報道は、子どもが被害者となった交通事故や犯罪等の事件を絶え間なく伝えています。

子どもは、成長とともに家族以外の人との出会いや社会と関わる機会が増え、犯罪や不慮の事故に巻き込まれる可能性が高くなるのは止むを得ないことかもしれません、それを仕がないことと放置するわけにはいきません。

二本松市では、子どもを交通事故から守るために、交通ルールを身に付けるよう、啓発のための資料の配布や交通安全のイベント等を行い、交通安全教育を行ってきました。

さらに、関係機関と連携し、補導委員や子ども見守り隊による活動や危険な場所への街路灯の設置等を行い、安全なまちづくりを推進してきました。

今後も、地域全体で子どもを守る意識を高め、警察や学校、PTA、家庭、地域が連携して防犯体制を強化し、防犯ブザーをもたせるなど、安全対策を推進します。

■16-1 街頭補導活動

担当：学校教育課

- 地域の構成メンバーの車や公用車にマグネットシートを貼付し、通学路の巡回・巡視や危険箇所の確認を行うとともに、付き添い下校活動、街頭補導、声かけ運動等を通して、子どもの安全を見守ります。
- 少年の非行防止及び児童・生徒の安全な登下校のため、補導委員や子ども見守り隊による街頭補導を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら防犯体制の整備に努めます。

■16-2 体験的な交通安全教育の整備

担当：生活環境課

- 地域における交通安全教育関係者等との連携・協力体制の強化を図り、各季交通安全運動期間中に各学校・幼稚園・保育所等がそれぞれ主体となって実施する参加・体験・実践型の交通安全教育を支援します。

■16-3 街路灯設置

担当：道路維持課

- 地域の安全の確保と安心できる地域を目指すため、街路灯（LED）を設置します。

■16-4 広報・啓発

担当：生活環境課

- 子どもに限らず、市民の安全を守り、安心して暮らせるまちづくりのために広報活動や啓発活動を推進していきます。

(3) 子どもを見守る地域の連携〔基本施策17〕

《課題と施策内容》

次世代を担う子どもたちの社会性や主体性などを育むため、学校や地域社会をはじめとする関係団体と連携し、子どもの健全育成に向けた各種事業や有害環境の浄化活動に取り組んでいきます。

また、子どもに対する虐待や不慮の事故・事件等については問題が起こってから対応するのではなく、未然に防ぐための危機管理が大切であり、地域ぐるみで予防等の活動に一層取り組んでいく必要があります。

このような活動を推進するために、連絡会議等を開催して情報の共有化に取り組んでいくとともに、子どもを見守る地域のネットワーク体制を強化していきます。

家庭内においても、インターネットや携帯電話の普及により、情報の入手方法が多様化していますが、さまざまなメディアから流される有害な情報から、子どもたちを守る取組みが必要です。さらに、子ども自身がその危険性を理解し、利用にあたっては自己責任が伴うこと教えていくことも重要です。

■17-1 有害環境の浄化活動

担当：生涯学習課、生活環境課

- P T A・少年センター・防犯協会・地域安全パトロール隊・更生保護女性会などの防犯活動ボランティア及び警察署と連携して、子どもの健全育成にとって有害となるような環境の浄化活動を推進します。
- また、福島県ピンクピラ等の規制に関する条例（H18. 4. 1 施行）に基づき、除去活動を行います。

■17-2 地域安全パトロール隊

担当：生活環境課

- 市民生活の安全確保と犯罪のない地域づくりのため、それぞれの地域の状況に応じて、各地域隊員が徒歩や車で市内を定期的に巡回します。

(4) 育児不安や負担の軽減及び児童虐待等の予防と保護体制の整備[基本施策18]

《課題と施策内容》

育児に協力してくれる人がそばにいない、悩みを相談できる人がいないなど、さまざまな不安や悩みを抱えている保護者は少なくありません。さらに、保護者自身の精神的な問題や生活上のストレス、育児の難しさなどの要因が錯綜して、わが子を虐待してしまうケースや事件が問題となっています。

特に、乳幼児期の子どもの心の健康は、一番身近な親の心の状態と密接な関係にあり、親子ともども心の健康に配慮した支援が必要です。

二本松市では、妊娠婦への健康相談や精神面での相談、乳幼児の発育相談などを通じて育児不安の解消や虐待の予防に努めてきました。

今後も、妊娠・出産・育児を安心して行えるよう、相談体制の充実と子育てに関する情報の提供を行い、保護者の不安軽減や親子の健康保持・増進に取り組んでいきます。

■18-1 児童虐待防止ネットワークの整備

担当：子育て支援課

○専門機関が参加する「要保護児童対策地域協議会」を中心として、地域全体で子どもの虐待を防止するため、ネットワークの整備充実を図ります。

■18-2 育児セミナー

担当：子育て支援課

○子育て支援センター、認定こども園、幼稚園、保育所等において子育て中の保護者を対象に、医師等による育児に関するセミナーを実施します。

(5)ひとり親家庭への支援[基本施策19]

《課題と施策内容》

全国的にひとり親家庭が増加する傾向にあります。二本松市もその例外ではなく、ひとり親家庭への経済的・精神的な支援が求められています。

母子家庭では、就業面で不利な状況に置かれている人が多く、一方、父子家庭では、家事・子育てなどの生活面で不便を感じており、各種福祉サービスによる支援や子育ての負担軽減のためのさまざまな支援を推進します。

■19-1 母子父子福祉資金貸付金

担当：子育て支援課

- 母子父子家庭に対し経済的自立を助け児童福祉の増進を図るため、必要な資金を貸付けます。

■19-2 児童扶養手当

担当：子育て支援課

- ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け児童福祉の増進を図るため、児童が満18歳に到達した年度末（児童に一定の障害がある場合は20歳になった月）まで支給します。

■19-3 ひとり親家庭医療費助成制度

担当：子育て支援課

- ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を助成します。

■19-4 母子父子家庭自立支援給付金事業

担当：子育て支援課

- 母子父子家庭の自立支援促進のため、生活の安定に資する資格の取得並びに主体的な能力開発を支援するための費用を助成します。

(6) 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援【基本施策20】

《課題と施策内容》

今後、国においても障がい福祉サービスの見直しが予定されていることから、本市でもこれまでの事業を見直し、障がい者福祉計画に基づく支援の拡充が求められています。

乳幼児の疾病や異常を早期に発見するために、成長段階に応じて健康診査を実施し、早期発見に努め、専門機関との連携を図りながら適切な指導を行います。また、各種の保健教室や個別の保健・育児に関する相談・指導を行い、発達に心配のある子どもや保護者に対する相談や療育のための支援を行っていきます。

就学前の障がい児については、児童デイサービスなどの障がい福祉サービスを中心として、障がい児福祉の充実を図っていきます。

また、学校教育においては、障がいの種類と程度に応じた教育の場を提供し、発達段階に即応する教育の充実に努めていきます。

障がいの有無に関わらず、幼児期から子ども同士が交流し、互いに意識上の障壁を解消することが大切であるとの考え方方が広まりつつあります。

障がいのある子どもにとって課題である社会参加や自立の基盤となる生きる力の育成のために、一人ひとりの障がいやその形態に応じた教育的支援の充実を図っていきます。

学校卒業後においては、福祉と教育機関などが連携し、地域で生活するための適切な支援を行う必要があり、乳幼児期から学校卒業まで、障がいのある子どもの自立や社会参加の促進に向けて一貫した相談支援体制を整備し、保健・医療・福祉と教育機関や児童相談所等が一層の連携強化を図り、支援の強化に努めます。

■20-1 居宅介護

担当：福祉課

○日常生活を営むのに支障がある障がい児に対し、身体介護・家事援助などの日常生活の支援を行います。

■20-2 児童発達支援、放課後等デイサービス

担当：福祉課

○障がい児に対し、日常生活における基本的な指導、集団生活への適応訓練等を行います。

○放課後等デイサービスができる施設の充実を図ります。

■20-3 短期入所

担当：福祉課

○保護者の疾病その他の理由で、家庭で介護することが一時的に困難となった障がい児を対象に必要な支援を行います。

■20-4 相談支援事業

担当：福祉課

○在宅の障がい児の生活を支援するため、相談や療育指導が受けられるように、各種福祉サービスの提供や調整を行います。

■20-5 障害児福祉手当・特別児童扶養手当

担当：福祉課

- 在宅の重度障がい児に対し、障害児福祉手当を支給します。

■20-6 障がい児教育の充実

担当：学校教育課

- 心身に障がいをもつ幼児・児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己実現を促進するため、本人及び保護者のニーズに応じた適切な就学相談並びに特別支援教育を実施します。

■20-7 日常生活用具給付・補装具費支給

担当：福祉課

- 日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付や補装具費の支給を行います。

■20-8 移動支援事業

担当：福祉課

- 屋外での移動が困難な障がい児について、余暇活動等における社会参加のための移動を支援します。

■20-9 日中一時支援事業

担当：福祉課

- 保護者の就労支援や一時的休息のため、障がい児の日中活動の場の提供、見守り又は社会に適応するための日常的訓練の場を提供します。

■20-10 発達障がい児における支援体制の構築（すくすく広場等）

担当：福祉課 健康増進課 子育て支援課 学校教育課

- 心身に障がいの心配ある幼児とその保護者に対し、親子遊びやグループワークを通じて療育相談や参加者同士の交流の場を提供し地域での生活を支援します。

- 子育てに不安を持つ親に対して、子どもの成長に合わせた支援体制ができるよう、関係課の連携を推進します。

7 子ども・子育て支援事業にかかる目標事業量（再掲）

(1) 乳幼児期における学校教育・保育

(単位:人)

	平成27年度(1年目)					平成28年度(3年目)				
	(1号認定)	②号認定		③号認定		(1号認定)	②号認定		③号認定	
		幼稚期の 学校教育 の希望が 高い	左記以外	0歳	1~2歳		幼稚期の 学校教育 の希望が 高い	左記以外	0歳	1~2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	252	375	463	92	347	240	362	441	91	351
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	132	375	409	60	196	120	362	434	73
	確認を受けない幼稚園	120	0	0	0	0	120	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	6	24	0	0	0	6
	認可外保育施設等	0	0	58	13	64	0	0	33	10
計	252	375	467	79	284	240	362	467	89	288
②-①	0	0	4	▲13	▲63	0	0	26	▲2	▲63

	平成29年度(3年目)					平成30年度(4年目)				
	(1号認定)	②号認定		③号認定		(1号認定)	②号認定		③号認定	
		幼稚期の 学校教育 の希望が 高い	左記以外	0歳	1~2歳		幼稚期の 学校教育 の希望が 高い	左記以外	0歳	1~2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	232	344	426	88	343	227	337	418	86	335
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	112	344	434	73	276	107	337	434	73
	確認を受けない幼稚園	120	0	0	0	0	120	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	6	24	0	0	0	6
	認可外保育施設等	0	0	33	10	52	0	0	33	10
計	232	344	467	89	352	227	337	467	89	352
②-①	0	0	41	1	9	0	0	49	3	17

	平成31年度(5年目)				
	(1号認定)	②号認定		③号認定	
		幼稚期の 学校教育 の希望が 高い	左記以外	0歳	1~2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	228	336	419	84	327
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育所(教育・保育施設)	132	336	434	73
	確認を受けない幼稚園	120	0	0	0
	地域型保育事業	0	0	0	6
	認可外保育施設等	0	0	33	10
計	252	336	467	89	352
②-①	24	0	48	5	25

(2) 子ども・子育て支援事業(13事業)

①利用者支援に関する事業【新設】

利用者支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	箇所数	0	0	0	0	0
②確保の内容	箇所数	0	0	1	1	1
②-①	箇所数	0	0	1	1	1

②時間外保育事業

時間外保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人	285	279	270	264	261
	箇所数	8	8	8	8	8
②確保の内容	人	285	279	270	264	261
	箇所数	8	8	8	8	8
②-①	人	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0

③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日	526	496	476	454	427
	箇所数	13	13	13	13	13
②確保の内容	人日	645	645	645	645	645
	箇所数	14	15	15	15	15
②-①	人日	119	149	169	191	218
	箇所数	1	2	2	2	2

④子育て短期支援事業

子育て短期支援事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	1	1	1	1
②-①	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	1	1	1	1

⑤地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人回/月	1,132	1,134	1,106	1,080	1,052
	箇所数	5	5	5	5	5
②確保の内容	人回/月	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	箇所数	5	5	5	5	5
②-①	人回/月	1,468	1,466	1,494	1,520	1,548
	箇所数	0	0	0	0	0

⑥病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	0	0	0	0
②確保の内容	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	1	1	1	1
②-①	人日/年	0	0	0	0	0
	箇所数	0	1	1	1	1

⑦ファミリー・サポート・センター事業

ファミリーサポートセンター事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/週	29	28	27	26	24
	箇所数	1	1	1	1	1
②確保の内容	人日/週	140	140	140	140	140
	箇所数	1	1	1	1	1
②-①	人日/週	111	112	113	114	116
	箇所数	0	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

一時預かり他		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	87,873	84,609	81,189	79,686	79,342
	箇所数	14	14	14	14	14
②確保の内容	人日/年	71,004	75,000	80,000	80,000	80,000
	箇所数	14	17	17	17	17
②-①	人日/年	▲ 16,869	▲ 9,609	▲ 1,189	314	658
	箇所数	0	3	3	3	3

⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	400	400	400	400	400
②確保の内容	人日/年	400	400	400	400	400
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	40	40	40	40	40
②確保の内容	人日/年	40	40	40	40	40
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

⑪妊婦健診

妊婦健診事業		平成27年度 (1年目)	平成28年度 (2年目)	平成29年度 (3年目)	平成30年度 (4年目)	平成31年度 (5年目)
①量の見込み	人日/年	400	400	400	400	400
②確保の内容	人日/年	400	400	400	400	400
②-①	人日/年	0	0	0	0	0

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新設】

⇒必要に応じて実施を検討

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業【新設】

⇒必要に応じて実施を検討

第5章 推進体制

1 計画の推進に向けて

二本松市子ども・子育て支援事業計画の推進は、市の行政のみで完結するものではなく、様々な関係者との連携が必要であり、家庭をはじめ、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、地域、その他の関係機関・団体等と協力してここに示した各事業に取り組んでいきます。

2 情報提供・周知の方法

二本松市ではこれまで、子育て支援に関する情報および利用方法などを広報や市のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施するなど市民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民の皆様への周知・啓発に努めます。

また、基本施策7で示したように、相談体制を整備し、市民のサービス利用の利便性を向上できるように取り組んでいきます。

3 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を目的として子ども・子育て会議を招集して検討を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

